

# 令和5年度 第1回横浜市男女共同参画審議会

令和5年8月4日(金)  
午後1時～3時  
市庁舎17階S01会議室

## 次 第

### 開 会

- ・政策局男女共同参画担当理事あいさつ
- ・委員の自己紹介
- ・横浜市男女共同参画審議会について

資料1

### 議 事

- 1 会長の選任について
- 2 第5次横浜市男女共同参画行動計画について
  - (1) 指標の見直しについて
  - (2) 中間振り返り

資料2-1・2

資料2-3・4

### 報告事項

- 1 よこはまグッドバランス企業認定委員会について(報告)
- 2 横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について(報告)

資料3-1・2

資料4-1～4

### 閉 会

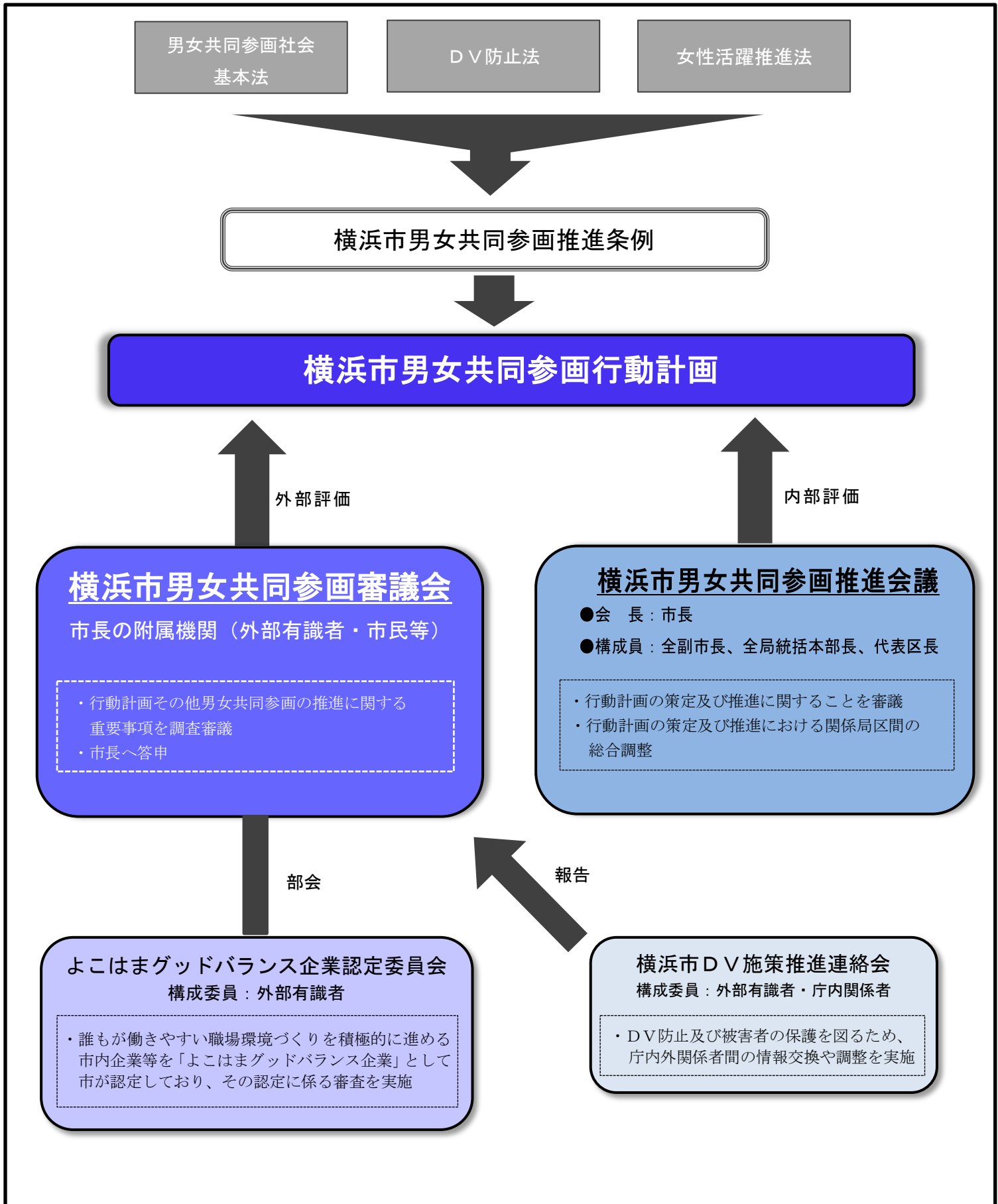
## 第12期 横浜市男女共同参画審議会委員

令和5年6月1日～令和7年5月31日

※五十音順・敬称略

	氏名	所属	備考
1	アキヤマ ジュンイチ 秋山 純一	日本労働組合総連合会 神奈川県連合会 横浜地域連合 議長	
2	アベ ヒロコ 阿部 裕子	NPO法人 かながわ女のスペースみずら 理事	
3	イケダ ヒロヒサ 池田 浩久	パパライフサポート 代表	
4	オガヤ チホ 小ヶ谷 千穂	フェリス女学院大学 文学部 教授	
5	カガワ ナオキ 香川 直幹	株式会社神奈川新聞社 報道部長	
6	キタガワ キミ 北川 貴己	横浜商工会議所 女性会 理事	
7	コイズミ ダイスケ 小泉 大輔	公立大学法人横浜市立大学 国際商学部 准教授	
8	スズキ カズヒロ 鈴木 一博	公益財団法人 横浜市国際交流協会 常務理事兼事務局長	
9	タカジョウ ヨシユキ 高城 芳之	NPO法人 アクションポート横浜 代表理事	
10	タゾウ ユキノ 田雑 由紀乃	公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会 理事長	
11	ツカハラ イズミ 塚原 泉	NPO法人 親がめ 理事	
12	ノグチ キョウコ 野口 杏子	神奈川県弁護士会 人権擁護委員会 委員	
13	ミヤギ エツコ 宮城 悦子	公立大学法人横浜市立大学 医学部産婦人科 主任教授	

## 横浜市の男女共同参画推進体制



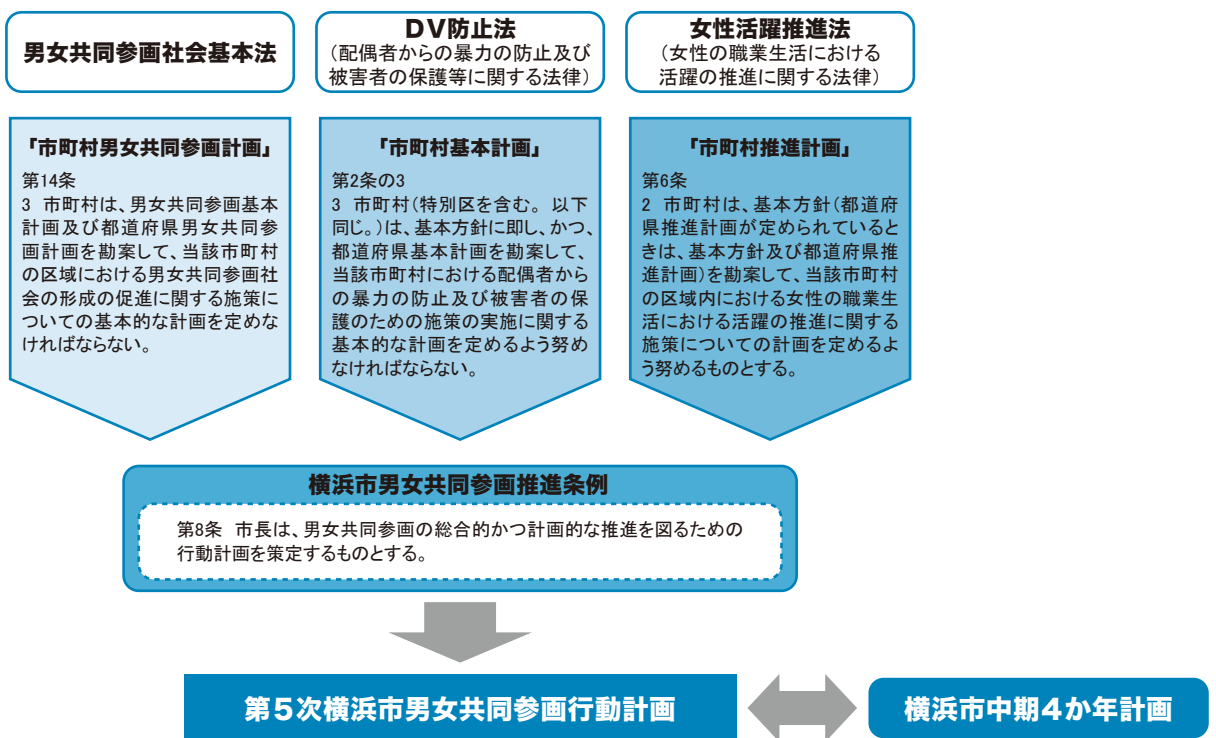
第5次 横浜市  
男女共同参画  
行動計画  
2021-2025



## 基本理念(横浜市男女共同参画推進条例第3条から要約)

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 施策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 男女の互いの性の理解と決定の尊重、女性の生涯にわたる健康の維持
- 6 国際的な理解と協力
- 7 夫等からの女性に対する暴力等の根絶

## 第5次横浜市男女共同参画行動計画の位置づけ



## 3 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間

1 基本姿勢

1 SDGs (持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

SDGsとは、2015年9月、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸問題の解決に統合的に取り組み、持続的な世界を実現するための17の目標を定めています。

「横浜市中期4か年計画2018～2021」では、計画を推進する基本姿勢として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしてい

ます。「第5次横浜市男女共同参画行動計画」においても、SDGsの視点を包括的に取り入れ、男女共同参画施策を推進するにあたって、誰一人取り残さない決意で、地域や企業、関係団体など、様々な担い手と協働・連携しながら、男女共同参画社会の実現を目指します。

同時に、市の政策・施策を進める際の基本的な視点として、目標5「ジェンダー平等を実現」を位置付けられるよう、計画の推進体制を整備・強化します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組

新型コロナウイルス感染症の拡大により、労働環境や家庭環境を含む社会環境は急激に変化しています。男女共同参画施策の推進に際しては、深刻な影響(休業・失業等による経済的困窮やDVの深刻化、家庭生活における家事・育児等の負

担増)と新たな可能性(テレワークの拡大や在宅時間の増加等)について十分に検証し、中長期的に対応を進めていく必要があります。本計画を推進するにあたって、社会情勢の変化に合わせて、各取組の見直しを随時行っていきます。

### 3 市役所が率先する姿勢

女性活躍・男女共同参画の推進にあたっては、市役所が自ら率先して取り組み、その姿勢を示すことで、市内企業や市民の理解促進、取組の推進につなげていきます。本計画に、市役所の取組を

幅広く盛り込み、男性の育児休業の取得促進や職場・職種ごとの課題解決など、全ての職員にとって活躍しやすい職場環境の実現を目指します。

## 2 施策体系

基本姿勢を重視しながら、横浜市の現状と課題を踏まえた「3つの政策」と「10の施策」「行政運

営」により、計画を推進します。

政策1 女性活躍のさらなる推進	施策1 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進
	施策2 誰もが働きやすい職場づくりや社会環境づくり
	施策3 市役所における女性活躍・男女共同参画と働き方改革
政策2 安全・安心な暮らしの実現	施策4 DV防止とあらゆる暴力の根絶
	施策5 困難を抱えた女性への自立支援
	施策6 ライフステージに応じた女性の健康支援
	施策7 多様な性のあり方への支援と理解の促進
政策3 誰もが活躍できる 豊かな地域・社会づくり	施策8 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進
	施策9 地域・教育における男女共同参画の推進
	施策10 広報・啓発による意識改革と機運醸成
行政運営	計画の推進に係る体制整備

### 横浜市の現状と課題

**実質的な男女格差、コロナによる雇用情勢の悪化**  
 ・働く女性は増えたが、働く実態として実質的な男女格差は大きく、様々な課題がある  
 ・新型コロナウイルスによる雇用情勢の悪化は、特に非正規職の多い女性へ大きく影響

**誰もが働きやすい職場づくりへの対応**  
 ・中小企業では人員的に余裕がないことなどから、取組は道半ばの状態  
 ・新型コロナ対応により多様で柔軟な働き方の推進は、企業規模問わず喫緊の課題に

**性別にまつわる困難やリスクの顕在化**  
 ・DVや性暴力などの被害、経済的困窮など、特に女性において問題が深刻  
 ・新型コロナの影響により、性別にまつわる困難やリスクがさらに拡大

**根強く残る性別役割分担意識**  
 ・「夫は仕事、妻は家庭」は薄れつつあるが、いまだ女性に家事育児等の負担が大きく偏る  
 ・外出自粛や在宅勤務への対応により、女性の負担増の一方、男性の役割に変化の兆し

### 3 指標

行動計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、本計画では「**成果指標**」と「**活動指標**」の2つの指標を設定します。

5か年で達成すべき目標値を掲げ、概ね1～2年ごとに定点観測しながら、計画の進捗管理にいかしていきます。

<b>成果指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女共同参画社会の実現に向けて、社会の達成状況を測るための数値目標</li> <li>● 分野横断的に様々な政策や取組が複合的に関わり成果を生み出すことから、代表的なものを<b>行動計画全体に対して設定</b>します</li> </ul>
<b>活動指標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動計画に基づく取組の想定事業量や、取組の進捗状況を測る統計データ</li> <li>● 具体的な取組・事業の進捗状況を測るものであるため<b>施策ごとに設定</b>します（施策10「広報・啓発による意識改革と機運醸成」は、施策1～9を広報・啓発の面から集約した施策であるため、活動指標は設定しません）</li> </ul>

#### 成果指標

\*令和7年度までに達成を目指す数値

成果指標	現 状 値	目 標*
<b>管理職に占める女性の割合</b>	<b>市内企業</b> 課長級以上 17.2% (令和2年度) <b>市役所責任職</b> ※1 課長級以上 17.9% 係長級以上 23.7% (令和2年4月1日)	<b>30%以上</b>
	<b>市内企業</b> 育児休業 17.6% (令和2年度)	<b>30%</b>
<b>男性の育児休業・休暇取得率</b>	<b>市役所</b> ※2 育児休業 16.5% 1か月以上 10.2% (令和元年度)	1か月以上 <b>30%</b> ※3
	<b>市役所</b> ※2 育児関連休暇 78.0% (令和元年度) ※4	<b>100%</b>
<b>家庭生活において男女が平等になっていると思う市民の割合</b>	33.0% (男性 40.9% 女性 25.3%) (令和2年度)	<b>10ポイント増</b>
<b>市民のDVの理解度</b> ※5	精神的暴力 59.8% 性的暴力 74.1% (令和2年度)	<b>各10ポイント増</b>

※1：教職員及び特別職を除く

※2：企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)

※3：育児休業取得率(全数)の目標値は、次期横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム策定年度(令和3年度)に設定

※4：「配偶者の出産のための休暇」「男性職員の育児参加休暇」を3日以上

※5：男女共同参画に関する市民意識調査における精神的暴力、性的暴力について「暴力にあたると思う」と答えた市民の割合。精神的暴力は6事例、性的暴力は2事例の平均値



\*令和7年度までに達成を目指す数値

目標年度が計画期間の途中年度となっている場合は、その年度に到達した時点で目標値を見直します

## 活動指標

政策	施策	活動指標	現状値	目標*
政策1	1	女性の就労支援窓口への相談件数 ※1	2,762件 (令和元年度)	<b>2,800件</b> (令和3年度)
		女性管理職登用に向けた取組を実施している企業の割合	21.4% (令和2年度)	<b>30%</b>
		女性起業家の支援件数 ※2	1,345件 (令和元年度)	<b>6,000件</b> (令和3-7年度累計)
	2	よこはまグッドバランス賞認定企業数	199社 (令和2年度)	<b>300社</b>
		横浜健康経営認証制度新規認証事業所数	585事業所 (平成30-令和2年度累計)	<b>785事業所</b> (平成30-令和7年度累計)
		保育所待機児童数	27人 (令和2年4月1日)	<b>0人</b>
	3	ハラスメント対策を実施している企業の割合 ※3	36.8% (令和2年度)	<b>50%</b>
		市職員の年次休暇取得率(10日以上)	市役所職員 ※4 75.9% (令和元年度) 市立学校教職員 75.4% (令和元年度) ※5	<b>100%</b>
		市役所における女性職員の係長昇任試験受験率(事務A区分)女性割合40%未満の附属機関数(3人以下の附属機関を除く)	21.9% (令和2年度) 59機関 (令和2年4月1日)	<b>50%</b> <b>30機関</b>
	政策2	4	DVに関する相談窓口の認知度 ※6	70.6% (令和2年度)
DVに関する相談件数			4,604件 (令和元年度)	<b>5,300件</b> (令和6年度)
5		市の支援事業によるひとり親の就労数	337人 (令和元年度)	<b>2,300人</b> (令和2-6年度累計)
6		産婦健康診査の受診率	83.4% (令和元年度)	<b>89.0%</b> (令和6年度)
		子宮頸がん・乳がん検診の受診率	子宮頸がん 52.2% 乳がん 51.6% (令和元年度)	<b>各50%維持</b> (令和4年度)
7	多様な性のあり方を理解している市民の割合 ※7	70.9% (令和2年度)	<b>80%</b>	
政策8	平日・共働き世帯における女性と男性の家事・育児・介護時間の割合	4 : 1 (令和2年度)	<b>3 : 1</b>	
	地域の父親育児支援講座の参加者数	728人 (令和元年度)	<b>7,640人</b> (令和2-6年度累計)	
政策3	9	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とは考えない市民の割合 ※8	53.4% (令和2年度)	<b>10ポイント増</b>
		女性の視点を取り入れた地域防災訓練を実施している地域防災拠点数	163 / 459拠点 (令和元年度)	<b>230拠点</b> ※9

※1：男女共同参画センター「女性とごと 応援デスク」相談及び横浜市就職サポートセンター女性就労相談の合計件数

※2：「女性起業家のための経営・創業相談、講座」等を通じて支援した件数

※3：職場のあらゆるハラスメントについて、対策を実施している事業所の割合

※4：企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)

※5：市立高校教職員を除く

※6：男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上

回答した人の割合

※7：ヨコハマeアンケート「LGBTなど性的少数者に関するアンケート」において、性的少数者に対するイメージについて「多様性や個性のひとつである」と回答した人の割合

※8：男女共同参画に関する市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対して「反対」「どちらかという反対」と回答した人の割合

※9：全地域防災拠点で女性の視点を取り入れた防災訓練を2年に1回実施することを目標として設定

## 第5次横浜市男女共同参画行動計画 成果指標及び活動指標の目標値見直しについて

第5次横浜市男女共同参画行動計画（令和3年度～7年度）（以下、本計画）では、成果指標及び活動指標（以下、各指標）の目標値について、目標年度が計画期間の途中年度となっている場合は、その年度に到達した時点で目標値を見直すこととしています。今後、事務局が案を作成し、第2回審議会において委員の皆様にご審議をお願いいたします。

### 1 指標について

本計画では、計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進することを目的として「成果指標」と「活動指標」の2つの指標を設定しています。

各指標には、本市が定める他の計画等と連動しているものがあり、原典となる他の計画が期限を迎える等の理由で目標値を新たに設定する必要があります。

### 2 令和5年度に見直しを行う指標

#### (1) 成果指標

成果指標	計画策定時の 数値	令和4年度 実績値	目標値
男性の育児休業・ 休暇取得率	市役所 育児休業 16.5% 1か月以上 10.2% (令和元年度)	育児休業 52.5% 1か月以上 35.8% (速報値)	1か月以上 30%

出典：「横浜市職員の女性ポテンシャル発揮・ワークライフバランス推進プログラム」（H28～R3）の次期計画として、令和3年度に「横浜市職員のワークライフバランス・ポテンシャル発揮推進プログラム－拡充版－（Weプラン）」（R4～R7）を策定。新計画において、目標値「100%（1か月以上を奨励）」が設定されている。

#### (2) 活動指標

活動指標	計画策定時の 数値	令和4年度 実績値	目標値
①女性の就労支援窓口 への相談件数	2,762件 (令和元年度)	2,529件	2,800件 (令和3年度)
②横浜健康経営認証制 度新規認証事業所数	585事業所 (平成30-令和2年度累計)	1,022事業所 (平成30-令和4年度累計)	785事業所 (平成30-令和7年度累計)

出典：「横浜市中期4か年計画2018～2021」（H30～R3）の次期計画として、令和4年度に「横浜市中期計画2022～2025」（R4～R7）を策定。①新計画において目標値の設定はない、②新たな目標値「1,197事業所（平成28-令和7年度累計）」が設定されている。

(参考) 令和6年度以降に見直しを行う活動指標

活動指標	計画策定時の 数値	令和4年度 実績値	目標値	出典
DVに関する 相談件数	4,604件 (令和元年度)	4,291件	5,300件 (令和6年度)	第2期横浜 市子ども・ 子育て支援 事業計画
市の支援事業による ひとり親の就労数	337人 (令和元年単年度)	888人	2,300人 (令和2-6年度累計)	
産婦健康診査の 受診率	83.4% (令和元年度)	86.1%	89.0% (令和6年度)	
地域の父親育児支援 講座の参加者数	728人 (令和元年単年度)	3,313人 (令和2-4年度累計)	7,640人 (令和2-6年度累計)	
子宮頸がん・乳がん 検診の受診率	子宮頸がん 52.2% 乳がん 51.6% (令和元年度)	子宮頸がん 52.2% 乳がん 51.6% (令和元年度)	各50%維持 (令和4年度)	第2期健康 横浜21 よこはま保 健医療プラ ン2018

※ 「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」(R2~R6)の次期計画として「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」(R7~R11)の策定が予定されている。

※ 「第2期健康横浜21」(H25~R4)は、国の計画(「健康日本21(第2次)」)が1年延長されたことを踏まえ、計画期間が令和5年度まで延長されている。国の次期計画として「健康日本21(第3次)」の策定が予定されており、これを踏まえ本市においても「第3期健康横浜21」(R6~R17)の策定が予定されている。

※ 「よこはま保健医療プラン2018」(H30~R5)の次期計画として、「よこはま保健医療プラン2024」(R6~R11)の策定が予定されている。

第5次横浜市男女共同参画行動計画 成果指標進捗状況報告(令和4年度)

【進捗度について】  
 ◎：目標値を上回った X≥120%  
 ○：おおむね目標値どおり 120%>X≥90%  
 △：目標値を下回った 90%>X

成果指標	計画策定時	目標	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	(参考)指標の 令和4年度到達目安 (令和5年3月末時点)	所管局	所管課	中間振り返り			根拠・出典
							進捗度	目標達成に向けた課題	今後の方向性	
管理職に占める女性の割合	市内企業 課長級以上 17.2% (令和2年度)	30%以上	18.7% (隔年実施のため 令和3年度実績値)	22.3%	政策局	男女共同参画推進課	△	女性本人が昇進を希望しない理由の中に、「育児・介護等による制約が多い」「働く時間や場所の選択など柔軟な働き方ができない」といった職場の状況が一定数あることから、これらを解消する必要がある。	よこはまグッドバランス企業認定事業を通して本計画及び当該目標について市内企業へ周知を行うほか、経営層の多くを占める男性を対象として、女性登用の意義を伝える意識啓発を行い、社内の環境整備の促進等に繋げる。	男女共同参画に関する事業所調査
	市役所責任職 <sup>※1</sup> 課長級以上 17.9% 係長級以上 23.7% (令和2年4月1日)		課長級以上 20.0% 係長級以上 25.3% (令和5年4月1日 速報値)	課長級以上 22.7% 係長級以上 26.2%	総務局	人事課	△	・女性職員の昇任への不安解消や仕事と家庭生活の両立を踏まえた中長期的かつ主体的なキャリア形成意識の醸成 ・性別等にとらわれないライフイベントを踏まえた早期からのキャリア形成意識の醸成	・責任職との意見交換会によるキャリアイメージの提供や仕事と家庭生活の両立を踏まえたキャリア形成へ向けた情報提供 ・若手職員向けのライフイベントを踏まえたキャリア形成を考える研修の実施	人事課調べ
男性の育児休業・休暇取得率	市内企業 育児休業 17.6% (令和2年度)	30%	15.7% (隔年実施のため 令和3年度実績値)	22.6%	政策局	男女共同参画推進課	△	「家事・育児は女性が行うもの」といった性別役割分担意識が根強く残っていることや、職場に育休を取得しづらい雰囲気などがあるため、これらを解消する必要がある。	経営層の多くを占める男性を対象として、男性の育児休業取得の意義を伝える意識啓発を行う。よこはまグッドバランス企業認定事業を通して、本計画及び当該目標について市内企業へ周知を行うほか、長時間労働の是正、多様な働き方や、育休取得に関する理解促進に向けた取組を推進する。	男女共同参画に関する事業所調査
	市役所 <sup>※2</sup> 育児休業 16.5% 1か月以上 10.2% (令和元年度)		1か月以上 30%	育児休業 52.5% 1か月以上 35.8% (令和4年度速報値)	1か月以上 20.1%	総務局	人事課	◎	・男性職員が育児休業を利用しやすい職場風土の醸成 ・妊娠・出産・育児の申し出た職員に対する責任職による面談実施の徹底	・責任職をはじめ職員への制度等周知や相互理解促進のための情報発信及び各種マニュアル等の整備・周知 ・各種研修等による知識の普及・啓発や区局取組を支援する方策の検討・提供 ・区局取組を推進するような、奏功事例等の情報提供
	市役所 <sup>※2</sup> 育児関連休暇 <sup>※3</sup> 78.0% (令和元年度)	100%	86.3% (令和3年度)	89.0%	総務局	人事課	○	・男性職員が育児関連休暇を利用しやすい職場風土の醸成	・責任職をはじめ職員への制度等周知や相互理解促進のための情報発信及び各種マニュアル等の整備・周知 ・各種研修等による知識の普及・啓発や区局取組を支援する方策の検討・提供 ・区局取組を推進するような、奏功事例等の情報提供	人事課調べ
家庭生活において男女が平等になっていると思う市民の割合	33.0% (令和2年度) 〔男性40.9%、女性25.3%〕	10ポイント増	31.1% 〔男性37.6%、 女性24.8%〕	37.0% 〔男性44.9%、 女性29.3%〕	政策局	男女共同参画推進課	△	家庭生活においては、実際に女性の方が多くの時間を家事・育児・介護に費やしているため、「家事・育児・介護は女性が行うもの」といった性別役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消にむけて取り組む。	地域におけるジェンダーに関する理解促進事業や広報・啓発を通して、市民がジェンダーについて考える機会を創出し、性別役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消にむけて取り組む。	男女共同参画に関する市民意識調査
市民のDVの理解度 <sup>※4</sup>	精神的暴力 59.8% 性的暴力 74.1% (令和2年度)	各10ポイント増	精神的暴力 68.7% 性的暴力 82.1%	精神的暴力 63.8% 性的暴力 78.1%	政策局	男女共同参画推進課	○	精神的DVの中でも、特に「異性との会話を許さない」、「交友関係や行き先等を細かく監視する」については、暴力にあたるとの認識が低く、5割弱にとどまっている。DVIにあたる行為について、具体的に例示しながら啓発を行う必要がある。	女性に対する暴力をなくす運動期間をはじめ、様々な機会を捉えて広報・啓発を行う。	男女共同参画に関する市民意識調査

※1:教職員及び特別職を除く  
 ※2:企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)  
 ※3:「配偶者の出産のための休暇」「男性職員の育児参加休暇」を3日以上  
 ※4:男女共同参画に関する市民意識調査における精神的暴力、性的暴力について「暴力にあたると思う」と答えた市民の割合。精神的暴力は6事例、性的暴力は2事例の平均値

【進捗度について】  
 ◎：目標値を上回った X≥120%  
 ○：おおむね目標値どおり 120%>X≥90%  
 △：目標値を下回った 90%>X

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	(参考)指標の 令和4年度到達目安 (令和5年3月末時点)	所管局	所管課	中間振り返り			根拠・出典			
								進捗度	目標達成に向けた課題	今後の方向性				
1	女性の就労支援窓口への相談件数※1	2,762件 (令和元年度)	2,800件 (令和3年度)	2066件	-	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	○	新規利用者の開拓に向けた、支援メニューの企画開発が必要である。	「女性としごと応援デスク」利用によるアウトカムを把握するためのアンケート調査によって得られた、本事業の強み・アピールポイントを新規利用者獲得に向けた広報に活かしていく。 ・アンケートで把握できたニーズを、支援メニューに反映していく。 ・今後も、図書館や子育て支援拠点等へのアウトリーチに取り組む。	「女性としごと 応援デスク」相談件数			
				463件								雇用情勢の好転に伴い、女性の就労機会が増加していることに加え、女性に対する幅広い活躍支援により、育児や介護などにより離職することなく働き続ける環境が整いつつあるため、就労相談件数が減少してきているが、引き続き支援が行き届いていない方へのアプローチが必要である。	委託事業者と連携し、センター利用者確保に向けた広報活動を行う。	横浜市就職サポートセンター女性就労相談件数
				合計 2529件										
	女性管理職登用にに向けた取組を実施している企業の割合	21.4% (令和2年度)	30%	26.5% (隔年実施のためR3実績値)	24.8%	政策局	男女共同参画推進課	○	「管理職は男性の役割」といった性別役割分担意識が根強く残っていることや、女性のキャリアアップに関する管理職の意欲や理解が不足していることが課題である。	よこはまグッドバランス企業認定事業を通して市内企業へ取組促進にむけた働きかけを行うほか、経営層の多くを占める男性を対象として、女性登用の意義を伝える意識啓発を行う。	男女共同参画に関する事業所調査			
	女性起業家の支援件数※2	1,345件 (令和元年単年度)	6,000件 (令和3-7年度累計)	1462件	累計 2400件	経済局	新産業創造課	◎	社会・経済の状況とともに変化するニーズを的確に捉え、IDEC横浜等との情報共有を図りながら、ニーズに沿った支援を行う。	継続支援	オンライン対応などの環境整備や広報に努めながら、ニーズに合わせた柔軟な相談サービスの提供を継続して実施する。 女性起業家たまご塾や各種セミナーを効果的なプログラムとするため、カリキュラムの見直しを進めながら、継続して実施する。	起業・経営相談件数 (IDEC横浜)		
201件				政策局									男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	起業・経営相談件数 (女性起業UPルーム)
145件				政策局									男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	成長段階に合わせた講座での支援件数 (女性起業家たまご塾、起業セミナー(入門、スキルアップ))
R4 合計 1808件														令和3年度:1,869件
			R3-4 累計 3677件											

第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和4年度)

【進捗度について】  
 ◎：目標値を上回った X≥120%  
 ○：おおむね目標値どおり 120%>X≥90%  
 △：目標値を下回った 90%>X

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	(参考)指標の 令和4年度到達目安 (令和5年3月末時点)	所管局	所管課	中間振り返り			根拠・出典
								進捗度	目標達成に向けた課題	今後の方向性	
2	よこはまグッドバランス賞 認定企業数	199社 (令和2年度)	300社	231社	239社	政策局	男女共同参画推進課	○	認定企業数は年々増加しているが、市内中小企業の総数と比較すると少ない状況であり、市内企業への普及・啓発を進めるため、さらに認定企業数を増やしていく必要がある。	本認定制度により企業のワーク・ライフ・バランスの取組が推進され、優秀な人材獲得や企業のイメージアップなどの企業のメリットにつながることを周知し、企業における認知を広げる。また、対象企業の裾野を広げるため、制度の見直しを行う。	男女共同参画推進課調べ
	横浜健康経営認証制度 新規認証事業所数	585事業所 (平成30-令和2年度累計)	785事業所 (平成30-令和7年度累計)	R4 207事業所 H30-R4 累計 1022事業所	665事業所 (平成30-令和4年度累計)	健康福祉局 経済局	健康推進課 中小企業振興課	◎	健康経営に取り組む機運は高まりつつあるものの、さらなる健康経営の推進のため、市内事業所への普及啓発を進めていく必要がある。	引き続き、協定締結企業との連携や各種団体の説明会の場などを活用し、市内事業所に健康経営を普及する。	(新規認証事業所数) 平成30年度:164事業所 令和元年度:130事業所 令和2年度:291事業所 令和3年度:230事業所 令和4年度:207事業所
	保育所等待機児童数	27人 (令和2年4月1日)	0人	10人 (令和5年4月1日)	16人	子ども青少年局	保育対策課	◎	・保育所等の利用申請者数が引き続き増加している一方で、地域によっては育児休業制度の浸透や、就学前児童数の減少などにより、定員割れが生じている。 ・一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組む。 ・依然として困難な保育者の確保に向け、保育者確保に向けた採用・定着に係る取組の継続・充実を図る。	・変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源を最大限活用したうえで、受入枠が不足する地域では新規整備を行うなど、受入枠の確保に取り組む。 ・保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内する。 ・保育士宿舍借り上げ支援事業や、横浜で保育士として働く魅力のPRを強化、保育士等が労働環境等で悩んだ際に、保育士等の不安を解消し、離職防止を図るため、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設置する。	保育対策課調べ
	ハラスメント対策を実施している企業の割合 <sup>※3</sup>	36.8% (令和2年度)	50%	48.4% (隔年実施のためR3実績値)	42.1%	政策局	男女共同参画推進課	○	改正労働施策総合推進法の施行により、令和4年からパワーハラスメント防止のための措置が中小企業にも義務化され、対策を実施している企業の割合は増加すると考えられるが、引き続き企業への周知・啓発が必要である。	よこはまグッドバランス企業認定の応募時に、「労働関係法令等確認シート」により、法令について確認する機会を設けるほか、企業向けのハラスメント防止研修等の啓発を行う。	男女共同参画に関する事業所調査



第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和4年度)

【進捗度について】  
 ◎：目標値を上回った X≥120%  
 ○：おおむね目標値どおり 120%>X≥90%  
 △：目標値を下回った 90%>X

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)	(参考)指標の 令和4年度到達目安 (令和5年3月末時点)	所管局	所管課	中間振り返り			根拠・出典
								進捗度	目標達成に向けた課題	今後の方向性	
3	市職員の年次休暇取得率 (10日以上)	市役所職員※4 75.9% (令和元年度)	100%	市役所職員※4 79.8% (令和3年度)	88.0%	総務局	人事課	○	・業務改善や働き方の見直しに向けた具体的な取組の推進	・各種研修等による知識の普及・啓発や区局取組を支援する方策の検討・提供 ・区局取組を推進するような、奏功事例等の情報提供	人事課調べ
		市立学校教職員 75.4% (令和元年度)		90.0%							
	市役所における女性職員の係長昇任試験受験率(事務A区分)	21.9% (令和2年度)	50%	20.6% (令和4年度)	33.1%	総務局	人事課	△	・女性職員の昇任への不安解消や仕事と家庭生活の両立を踏まえた中長期的かつ主体的なキャリア形成意識の醸成 ・性別等にとらわれないライフイベントを踏まえた早期からのキャリア形成意識の醸成	・責任職との意見交換会によるキャリアイメージの提供や仕事と家庭生活の両立を踏まえたキャリア形成に向けた情報提供 ・若手職員向けのライフイベントを踏まえたキャリア形成を考える研修の実施	人事課調べ
	女性割合40%未満の附属機関数 (3人以下の附属機関を除く)	59機関 (令和2年4月1日)	30機関	30機関 (令和5年4月1日)	47機関	政策局	男女共同参画推進課	○	令和4年度から「横浜版クオータ制」を導入し、行動計画書の提出の義務付け等により、女性が40%未満の機関は減少した。しかし、特に専門的な分野の審議会においては、学識経験者や関係団体の構成員に女性が少ないことがあり、女性委員の選任が困難な状況が見受けられる。	目標未達成の附属機関については、個別にヒアリングを行い、改善に向けての方向性を所管課とともに検討し、改善につなげる。	男女共同参画推進課調べ

※1：男女共同参画センター「女性としごと 応援デスク」相談及び横浜市就職サポートセンター女性就労相談の合計件数

※2：「女性起業家のための経営・創業相談、講座」等を通じて支援した件数

※3：職場のあらゆるハラスメントについて、対策を実施している事業所の割合

※4：企業局職員及び市立学校教職員を除く(ただし、市立高校教職員は含む)

※5：市立高校教職員を除く

第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和4年度)

【進捗度について】  
 ◎：目標値を上回った X≥120%  
 ○：おおむね目標値どおり 120%>X≥90%  
 △：目標値を下回った 90%>X

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)		(参考)指標の 令和4年度到達目安 (令和5年3月末時点)	所管局	所管課	中間振り返り			根拠・出典
				進捗度	目標達成に向けた課題				今後の方向性			
4	DVIに関する相談窓口の認知度 <sup>※6</sup>	70.6% (令和2年度)	80%		71.5%	74.4%	政策局	男女共同参画推進課	○	DV相談支援センターや区役所における女性福祉相談の認知度が2～3割程度にとどまっております。その他の相談機関の周知と合わせて、認知度の向上を図る必要がある。	女性に対する暴力をなくす運動期間をはじめ、様々な機会をとらえて広報・啓発を行う。	男女共同参画に関する市民意識調査
	DVIに関する相談件数	4,604件 (令和元年度)	5,300件 (令和6年度)		4,291件	5,022件	子ども青少年局	子どもの権利擁護課	△	相談総件数の減少	近隣自治体の相談件数の傾向と比較するなど課題を分析し、事業の実施方法などを検討する。	横浜市におけるDV相談件数
5	市の支援事業によるひとり親の就労数	337人 (令和元単年度)	2,300人 (令和2-6年度累計)	R4	323人	累計 1380人	子ども青少年局	子ども家庭課	△	新型コロナウイルスの影響による就労環境の変化や、在宅時間の増加に伴う家族関係の変化などにより、経済的な面をはじめとして、ひとり親家庭の悩みや課題の深刻化、複合化がみられる。	社会情勢や就労環境の変化に対処しながら伴走型の支援を継続して続けていく。	ひとり親サポートよこはまを利用したひとり親で就職に結びついた数 令和2年度:264人 令和3年度:301人
				R2-4 累計	888人							
6	産婦健康診査の受診率	83.4% (令和元年度)	89.0% (令和6年度)		86.1% (令和4年度速報値)	86.8%	子ども青少年局	地域子育て支援課	○	本市と契約を締結していない市外医療機関で産婦健診を受診した場合、補助券を使用できないため、補助券によらない方法でも受診状況を把握することが求められる。	産婦健診は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るとともに、産後の回復状況や精神面の状況を把握できる重要な健診でもあることから、産後の母子に対する支援策として引き続き進めて行くとともに、医療機関への周知に取り組む。	受診件数/補助券交付数により把握
	子宮頸がん・乳がん検診の受診率	子宮頸がん 52.2% (令和元年度)	各50%維持 (令和4年度)		子宮頸がん 52.2% (令和元年度調査)	-	医療局	がん・疾病対策課	○	令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、検診の受診控えが見られ、受診者数が大幅に減少した。(子宮頸がん検診受診者数例:令和元年度107,616人、令和2年度106,177人、令和3年度111,525人) 令和3年度に回復傾向が見られたものの、依然として、新型コロナウイルスの影響を受ける以前の受診者数の水準まで回復していないため、受診習慣を再度定着させる必要がある。	引き続き、個別勧奨を行うとともに、受診習慣の定着に向けてより効果的な勧奨方法を改めて検討する。	がん・疾病対策課調べ
		乳がん 51.6% (令和元年度)			乳がん 51.6% (令和元年度調査)	-						
7	多様な性のあり方を理解している市民の割合 <sup>※7</sup>	70.9% (令和2年度)	80%		70.9% (令和2年度) ※ヨコハマアンケート「LGBTなど性的少数者に関するアンケート」が令和4年度実施なしのため2年度実績を記載	74.5%	市民局	人権課	△	ヨコハマアンケート、市民意識調査等の調査による実績が確認できていない(令和3年度・4年度)。	令和5年度に市民意識調査を行った上で現状を確認し、課題解決に向けた取組を検討する。	ヨコハマアンケート「LGBTなど性的少数者に関するアンケート」(令和2年度実施、令和3～4年度実施なし)

※6: 男女共同参画に関する市民意識調査において、相談先として具体的な名称を1つ以上回答した人の割合

※7: ヨコハマアンケート「LGBTなど性的少数者に関するアンケート」において、性的少数者に対するイメージについて「多様性や個性のひとつである」と回答した人の割合



第5次横浜市男女共同参画行動計画 活動指標進捗状況報告(令和4年度)

【進捗度について】  
 ◎：目標値を上回った X≥120%  
 ○：おおむね目標値どおり 120%>X≥90%  
 △：目標値を下回った 90%>X

政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

施策	活動指標	計画策定時	目標	令和4年度実績 (令和5年3月末時点)		(参考)指標の 令和4年度到達目安 (令和5年3月末時点)	所管局	所管課	中間振り返り			根拠・出典
				進捗度	目標達成に向けた課題				今後の方向性			
8	平日・共働き世帯における女性と男性の家事・育児・介護時間の割合	4:1 (令和2年度)	3:1		3:1	-	政策局	男女共同参画推進課	○	目標は達成しているが、引き続き、企業における多様な働き方の推進、男性の育休取得率向上や、男性の家事・育児・会後への参画をすすめる取組が必要である。	グッドバランス企業認定事業を通して多様な働き方を推進する。また、仕事と育児・介護の両立に向けた情報提供や、企業等との連携により、男性の家事・育児・介護への参画を促進するためのセミナー等を実施する。	男女共同参画に関する市民意識調査
	地域の父親育児支援講座の参加者数	728人 (令和元年度)	7,640人 (令和2-6年度累計)	R4	1378人	累計 4,584人	子ども青少年局	地域子育て支援課	△	地域の施設に Outreach 講座を受講しようという、比較的意識の高い父親に対象が限定されてしまう傾向がある。	市内企業を対象とした、アウトリーチ型を取り入れ、これまで受講しなかった層にも対象を広げる。	令和2年度:830人 令和3年度:1,105人
9	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」とは考えない市民の割合 <sup>※8</sup>	53.4% (令和2年度)	10ポイント増		63.8%	57.4%	政策局	男女共同参画推進課	○	性別役割分担意識に反対する割合は増加しているが、「家事・育児・介護は女性が行うもの」といった考えは根強く残っており、性別役割分担意識や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消にむけて取り組む必要がある。	地域におけるジェンダーに関する理解促進事業や広報・啓発を通して、市民がジェンダーについて考える機会を創出する。また、男性の家事・育児・介護への参画を促進するためのセミナー等を実施する。	男女共同参画に関する市民意識調査
	女性の視点を取り入れた地域防災訓練を実施している地域防災拠点数	163/459拠点 (令和元年度)	230拠点 <sup>※9</sup>		49拠点	197拠点	総務局	地域防災課	△	ここ数年、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、地域防災拠点の訓練は限定的に実施していたが、令和5年5月8日をもって5類感染症へと位置付けが変更になったことに伴い、今後コロナ禍以前の水準で積極的に訓練を実施することができるよう、周知・啓発を行っていく。	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと位置付けが変更になったことに伴い、今後コロナ禍以前の水準で積極的に訓練を実施することができるよう、周知・啓発を行っていく。	令和4年度 地域防災拠点訓練実績

※8:男女共同参画に関する市民意識調査において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対して「反対」「どちらかという反対」と回答した人の割合

※9:全地域防災拠点が女性の視点を取り入れた防災訓練を2年に1回実施することを目標として設定

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
女性の就労支援	女性としごと 応援デスク		・女性の就業を支援するための総合相談窓口「女性としごと応援デスク」を3館で展開。就活ナビゲーターによる相談、キャリア・カウンセリング、女性のための職場の人間関係・ハラスメント相談、働く女性・働きたい女性のためのマナー＆ライフプラン相談、しごとと生活設計相談、シングルマザーのための就労相談を実施。ミニセミナーを開催(19回)。 ・利用者数のべ2,066人	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	横浜市就職サポートセンター		求職者に対して就職に関する個別相談を実施(463件)	経済局	雇用労働課
	その他の取組		・女性の就業を支援するために、基本的なパソコンスキルの習得を目指す「女性のためのパソコン講座」を年間61講座実施。参加者数のべ671人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
女性管理職の育成や登用促進	経営者、管理職の意識改革		・男性が育児休業を取得することの重要性や女性活躍について理解促進を図ることを目的に「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司 イクボスで成果と笑顔が共にアップ」(講師:NPO法人ファザリング・ジャパン 川島高之氏)をよこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に実施。(会場参加44社/67人、オンライン視聴回数87回)	政策局	男女共同参画推進課
			未実施	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	女性のリーダーシップ開発のための環境整備		・市内企業の部長級(場合により課長級含む)の女性を対象に経営に関する知識や技術、リーダーシップの向上を目的としたセミナーを実施(受講者数19人)	政策局	男女共同参画推進課
			・市内企業のプレリーダー層の女性を対象に、キャリアの描き方を考え、リーダーへのマインドセットを行う目的で「女性のためのキャリアデザインプログラム」講座(全3回)を開催。横浜市立大学の協力を得て、横浜ランドマークタワー7階みなとみらいキャンパスにて開催。参加者数20人(20社)。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
女性の起業と起業後の成長支援	女性起業家のための経営・創業相談		・「女性のための起業準備相談」159件 ・「女性のためのホームページ・ブログ相談」42件 合計201件(内、2割がオンライン)。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
			IDEO横浜とともに、中小企業診断士を中心とした専門家による窓口相談等の基礎的支援を引き続き実施した。支援拠点としての女性専用シェアオフィス(F-SUSよこはま)は、令和4年度末をもって廃止した。	経済局	新産業創造課
	成長段階にあわせた女性起業家支援		・起業初期の女性を対象とした「起業準備セミナー」を年3回(内1回オンライン)開催。参加者数のべ70人。 ・「女性起業家たまご塾」前期(ビジネスプラン完成コース)参加者数15人、後期(集客のためのHP設計コース)参加者数15人。 ・シニア世代を対象にスキルアップセミナー「自宅から始めるプチ起業」開催。参加者数25人。 ・フォローアップセミナー「起業フォローアップセミナー&相談会・交流会 事業に活かせる補助金獲得」開催。参加者数20人。 ・メールマガジンを年12回発信し、女性起業家に役立つ情報を提供。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
			・令和2年度から引き続き、市内百貨店等と連携して実施する「輝く女性起業家プロモーション事業」で、百貨店等の売場担当者やバイヤー等が商品や事業内容を見ることが出来るオンライン展示会「横浜女性起業家COLLECTION」を開催し、販路先との出会いの場を提供した。 ・他都市(渋谷区、神戸市、札幌市)と連携し、イノベーション創出を目的にグローバルに活躍する女性起業家の育成や若い世代への起業家教育プログラムを実施した。	経済局	新産業創造課
働く女性のネットワークづくり	働く女性のネットワーク形成支援		未実施(令和3年度で「横浜女性ネットワーク会議」は事業終了)	政策局	男女共同参画推進課
			※ 令和4年度実施なし	経済局	新産業創造課
	異業種交流		・女性活躍やダイバーシティの推進に向けた取組事例の共有や意見交換、人材育成を目的とした異業種交流会「地域ダイバーシティin横浜」を開催(6/24:参加者数51人、11/24:参加者数46人)	政策局	男女共同参画推進課

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組	令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
よこはまグッドバランス賞	よこはまグッドバランス賞認定	・女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定。(認定企業数231社) ・認定企業の経営者、人事・労務担当者を対象に、「仕事と子育て・介護等の両立に必要なことー子育て・介護等による離職を防ぐためには?ー」をテーマに、ワーク・ライフ・バランスの実践的な取組を学んでいただくセミナーを開催。(参加:13社/17人)	政策局	男女共同参画推進課
	よこはまグッドバランス賞認定事業所のPR	・市ウェブサイトへの認定企業一覧の掲載 ・関東学院大学のインターンシップ実習生受入れについて、認定企業を対象に募集し、学生のインターン受け入れの機会を提供	政策局	男女共同参画推進課
働き方改革、多様で柔軟な働き方の推進	働き方改革に関する企業への働きかけ	【再掲】 ・男性が育児休業を取得することの重要性や女性活躍について理解促進を図ることを目的に「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司 イクボスで成果と笑顔が共にアップ」(講師:NPO法人ファザーリング・ジャパン 川島高之氏)をよこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に実施。(会場参加44社/67人、オンライン視聴回数87回)	政策局	男女共同参画推進課
	多様で柔軟な働き方の創出に向けた情報発信、普及啓発	・IDEC横浜や民間企業と連携し、「仕事と育児・介護」や「働き方改革」等を題材としたハイブリッドセミナー(WEB・会場)を計2回開催 ①仕事と育児・介護の両立支援セミナー (参加実績 WEB:55社 会場:8社) ②働きやすい職場づくり・人材定着につなげる!働き方改革セミナー (参加実績 WEB:20社 会場:5社)	経済局	中小企業振興課
企業の取組支援(健康経営/SDGs)	横浜市健康経営認証制度	・健康経営に取り組む事業所を横浜健康経営認証事業所として認証414事業所(うち新規認証は207事業所) ・健康経営の推進に向けた、横浜健康経営認証事業所への専門職派遣、健康測定機器の貸出し ・健康経営に関するセミナー開催	経済局	中小企業振興課
		・健康経営に取り組む事業所を横浜健康経営認証事業所として認証:414事業所(うち新規認証は207事業所) ・健康経営の推進に向けた、横浜健康経営認証事業所への専門職派遣、健康測定機器の貸出し ・健康経営に関するセミナー開催	健康福祉局	保健事業課
	横浜市SDGs認証制度”Y-SDGs”	・E(環境)・S(社会)・G(ガバナンス)・L(地域)の4分野・30項目で評価し、女性管理職比率など、女性の活躍支援に向けた目標設定に関する項目を設けている。 ・認証事業者数:延べ577事業者(R5.4.1時点) ※R4認証事業者数は254事業者	温暖化対策統括本部	SDGs未来都市推進課

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組	令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
2	公共調達等におけるインセンティブの付与	工事請負契約発注におけるインセンティブの付与	工務局	契約第一課
		公共調達における男女共同参画等に関する評価項目の設定	令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿登録時の格付点数において、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」及び「次世代育成推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定した事業者に加点をしている。この取り組みにより、女性の能力を活用し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを進める市内企業を認定・表彰する「よこはまグッドバランス賞」や、男女共同参画、女性の活躍推進に取り組む企業に対して、公共調達等において積極的に評価することを通じて、企業における女性登用促進を図る。	財政局
仕事と育児・介護の両立に向けた環境づくり	保育・幼児教育の場および人材の確保	総合評価落札方式における評価項目「女性技術者の登用」、「男女共同参画及び女性活躍の推進」を平成28年度に適用した。 令和4年度には、既存の評価項目「若手技術者の登用」と「女性技術者の登用」を統合して、「若手・女性技術者の登用」とした。若手かつ女性技術者を登用する場合は、さらに加点することとしている。 令和4年度総合評価落札方式の工事発注件数113件中、評価項目「若手・女性技術者の登用」を適用した工事は93件、「男女共同参画及び女性活躍の推進」を適用した工事は95件。	財政局	公共事業調整課
		◆保育所等の整備量 (令和4年度:受入枠拡大数1,322人) ◆保育士宿舍借上げ支援事業 (令和4年度:助成戸数4208戸)	子ども青少年局	保育対策課
		一時保育事業(令和4年度:516施設、延べ預かり児童数87,761人) 保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童をお預かりする。	子ども青少年局	保育・教育運営課
		乳幼児一時預かり事業(令和4年度:34施設、延べ預かり児童数88,916人) 子育て中の養育者が、理由を問わずに、リフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的、精神的負担感の軽減を図ることを目的として児童をお預かりする。	子ども青少年局	保育・教育運営課
		・保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の保育・教育の質を高める研修・研究を行った。(令和4年度局主催研修実績:51講座127回、受講者数10,167人) ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校との円滑な接続を目指し、研究・研修を実施。また、幼保小で子どもの育ちと学びの基盤づくりに向けた対話を実現するために「架け橋プログラムリーフレット」を発行した。	子ども青少年局	保育・教育支援課
		放課後の居場所づくり	保護者ニーズ等を踏まえ、放課後キッズクラブでは留守家庭等児童のために、令和4年度の夏季休業日から、学校休業日(土曜日を除く)の開所時間を8時30分から30分前倒し、朝8時00分からとした。 また、これに伴い、7・8月の月額利用料を500円割増にした。	子ども青少年局
仕事と育児・介護の両立に向けた情報提供	・「はじめての保育園in横浜」(オンライン)、参加者数44人。 ・「産後のヨーガ はじめての保育デビュー&ママのおしゃべりタイム」参加者数16人 ・「パパ&プレパパのためのトークイベント ~『父』になった自分を今、考える」参加者数19人 ・「しごと復帰サロン 分担のモヤモヤ解消へ“作戦会議”」参加者数30人 ・「必要になるその前に 聞いてよかった“介護”のこと」(オンライン)、参加者数4人	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課	
男性の育児休業取得の促進	よこはまグッドバランス賞		【再掲】 女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定。(認定企業数231社)	政策局	男女共同参画推進課	
	男性の育児休業取得促進に向けた企業向け情報発信		【再掲】 ・男性が育児休業を取得することの重要性や女性活躍について理解促進を図ることを目的に「男性も子育てしやすい職場と、その経営者や上司 イクボスで成果と笑顔が共にアップ」(講師:NPO法人ファザーリング・ジャパン 川島高之氏)をよこはまグッドバランス賞認定・表彰式において、企業の経営者を対象に実施。(会場参加44社/67人、オンライン視聴回数87回)	政策局	男女共同参画推進課	
	ハラスメント防止対策等の推進	企業におけるハラスメント防止啓発		・市内企業、団体等への個別訪問等によるハラスメント防止研修を12社(団体)、合計17回実施(内オンライン2回)。 ・「事例で学ぶ職場のハラスメント一次対応(無料オンラインセミナー)」を実施。参加企業数18社(団体)(26人)。 ・ハラスメント相談の初期対応に関するDVD教材を販売。購入企業数8社(団体)。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		ハラスメント相談		・女性としごと応援デスク「職場の人間関係・ハラスメント相談」相談件数22件。 ・「男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度」(10条相談)におけるハラスメント相談件数8件	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
市役所における女性活躍と誰もが働きやすく働きがいのある組織の実現	責任職の意識改革		・区局統括本部運営方針への男女共同参画の視点の反映 ・責任職MBOにおける必須目標設定 ・運営責任職 必修研修「人材育成研修」⇒4,652人受講	総務局	人事課	
			・各区局統括本部の総務・人事担当課長向けに男女共同参画推進者研修として「部下を育てるボス(イクボス)で誰もが活躍できる職場に」(講師:NPO法人 ファザーリング・ジャパン 理事 川島 高之氏)を実施。	政策局	男女共同参画推進課	
	女性のチャレンジ・キャリア形成支援		・キャリア導入研修(採用2年目職員研修)⇒97人受講 ・メンター制度⇒41人利用 ・ライフタイムキャリア研修(25-30歳職員回、育休復帰職員回・育児中職員回)⇒96人受講 ・責任職との座談会⇒34人受講 ・異業種交流会「地域ダイバーシティ in横浜」⇒20人参加	総務局	人事課	
	ワーク・ライフ・バランスの推進 ／仕事と家庭生活の両立支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>全庁一斉定時退庁日「みんなでカエルDay」</li> <li>関係機関と連携した定時退庁日「みんなでカエルDay+(プラス)」</li> <li>ワーク・ライフ・バランス推進月間を契機とした取組の実施</li> <li>人事部ニュースレターの発行</li> <li>両立支援通信の発行</li> <li>介護体験談、職場復帰支援セミナー</li> <li>妊娠中の職場環境に関するアンケート調査</li> <li>「育児プランシート」「両立支援サポートシート」の周知</li> <li>「仕事と介護の両立ハンドブック」の周知</li> <li>仕事と親の介護の研修会(YCANにて動画掲載)</li> <li>仕事と家庭生活の両立研修会(集合型)⇒78人</li> <li>職場復帰支援セミナー(オンライン)⇒職員201人、配偶者1人</li> <li>両立支援ほっとラインによる相談対応・情報提供 ⇒184件</li> </ul>	総務局	人事課	
	フレックスタイム制度の定着、在宅型テレワーク制度の拡充		(フレックスタイム制度の定着について) フレックスタイム制度を運用する中で、令和5年度から新たな勤務時間の組別を試行するために、要綱等の改正を行い、更なる制度拡大を推進した。	総務局	労務課	
			・テレワーク端末:1,300台 テレワーク実績:31,883回 (内訳)在宅:19,860回 モバイルワーク:12,023回	デジタル統括本部	デジタル・デザイン室 ワークスタイルデザイン担当	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
3	技術・技能系職場等における女性活躍の推進	男性職員の育児休業取得促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事部ニュースレターの発行(再掲)</li> <li>・「育児プランシート」「両立支援サポートシート」の周知(再掲)</li> <li>・両立支援ほっとラインによる相談対応・情報提供 ⇒184件(再掲)</li> </ul>	総務局	人事課
		職場環境の改善	緑土木事務所における女性用シャワー室の設置。	市民局	地域施設課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>●女性職員の職場環境整備</li> <li>・主に現場の女性職員を対象とした、仮眠室・トイレ・更衣室などの整備に向けた取組を実施。(次年度以降も継続して整備予定)</li> <li>・他社の職員施設を今後の施設改修等の参考とする目的でJR東海東京駅の職員施設の視察を実施。</li> </ul>	交通局	人事課
			未実施 女性用シャワー室改修等の要望しているものの、現在は進展していない。	消防局	横浜市民防災センター
		働きやすい職場づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現場職員(育児短時間勤務等)の働き方の検討・試行</li> <li>不規則勤務の所属における、短時間勤務取得者に適用できる仕業の作成や、運用方法の工夫による、育児及び介護を担う職員が能力を発揮できる環境づくりの整備を実施。</li> </ul>	交通局	人事課
	女性職員採用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性限定採用セミナーの開催</li> <li>・女性職員にフォーカスした採用広報用ポスターの作成</li> </ul>	消防局	人事課	
	学校現場における教職員の働き方改革	学校の業務改善支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GIGAスクール構想推進のために令和2年度に新たに整備した高速・大容量の教育用ネットワークや端末を安定的に運用するとともに、学習用クラウドサービスに授業で活用できる動画教材やデジタルドリルの掲載等を行い、ICTを活用した教育活動を支援した。</li> </ul>	教育委員会事務局	小中学校企画課 教育課程推進室
			ICTを活用して資質・能力を育むための基本的な考え方、学びの広がりにつながるICTのもつ特長や、効果的な活用例等を掲載した冊子(「資質・能力 育成ガイド 授業づくり編」(令和4年3月発行)、「同 学習評価編」(令和5年3月発行))等を活用しながら、市内全小中学校、全教員の業務改善を推進した。	教育委員会事務局	教育課程推進室
			<b>【ICT等を活用した業務改善支援】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修管理システム「Leaf」の改修及び活用奨励等</li> <li>Zoomライセンスの追加やWEB会議用PCを購入するなどし、配信環境の向上及び質の高いe-ラーニングコンテンツの作成や編集のための環境を整えることで、研修のさらなる充実を図った。その他、研修管理システム「Leaf」の推進、改修に取り組むことで、分析チャートを基に、教職員自身が資質・能力の強みと課題を意識し、必要な研修を選択し、セルフマネジメントできる環境を整えた。</li> </ul>	教育委員会事務局	教職員育成課
			令和4年5月から6月にかけて小中学校に対してアンケートを実施し、家庭との連絡でICTを活用した学校の割合を把握した。(健康観察:約87%、教育活動におけるアンケート調査:約73%、学校だより等の配布:約36%)。学校現場でのICT活用を一層促進するため、ICT支援員や学校サポートデスクによる支援のほか、教員個々のICTスキルに応じた研修を充実させた。	教育委員会事務局	教育政策推進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市立学校フレックスタイム制度として、全校を対象に実施。</li> <li>・子育てや介護等の事情がある教職員など、計370校、1,165人の教職員が利用。</li> </ul>			教育委員会事務局	教職員労務課	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策1 女性活躍のさらなる推進

施策	主な取組	令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課	
学校現場における教職員の働き方改革	学校業務の適正化、精査・精選	【部活動休養日の設定】 平成30年1月に部活動休養日の設定について市立学校に通知、また31年4月に「横浜市立学校部活動ガイドライン」を策定し、より一層の設定について周知を図っていく。さらに令和4年3月にはガイドラインを一部改訂し、「教職員も生徒の活動時間に準じた勤務を基本とすること」等を新たに明記した。 令和4年5月に、各学校の設定状況を調査した結果、ほぼ全校が部活動休養日を設定している。	教育委員会事務局	小中学校企画課	
		教育委員会事務局では、教員が休暇を取りやすいよう「学校閉庁期間」を定めており、この期間は各学校の判断で会議や研修、電話対応もない「学校閉庁日」を設定している。 ・平成25年度から夏季休業期間の8月3日～8月16日を学校閉庁期間に設定(令和4年度学校閉庁日設定校の割合 小学校・義務教育学校・特別支援学校100%、中学校99.3%)。 ・平成30年度から冬季休業期間の12月27、28日、1月4、5日を学校閉庁期間に設定(令和4年度学校閉庁日設定校の割合 小学校・義務教育学校・特別支援学校100%、中学校78.6%)。 ・令和4年度から開港記念日の6月2日を学校閉庁期間に設定(令和4年度学校閉庁日設定校の割合 小学校99.7%、義務教育学校・特別支援学校100%、中学校79.3%)。	教育委員会事務局	教育政策推進課	
	チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実	・職員室業務アシスタントの配置 小学校335校、中学校144校、義務教育学校3校  (追加配置) 小学校328校、中学校117校、義務教育学校3校、特別支援学校12校	教育委員会事務局	教職員人事課	
		【部活動指導員の配置校数(中学校)】 令和4年度末には、市立中学校及び義務教育学校の約99%にのぼる、147校が、部活動指導員制度を活用している。	教育委員会事務局	小中学校企画課	
		チーム学年経営推進事業を進め、推進校は188校(令和4年度)まで増加した。 担当者会をeラーニングにて1回、事業説明会をeラーニングで1回行い、推進校の好事例の発信等を行った。また、保護者や地域に向けた発信ができるよう、チーム学年経営の取組について動画にまとめたDVDを市内全小中学校に配付した。	教育委員会事務局	教育課程推進室	
	教職員の人材育成・意識改革	働き方改革に関する意識啓発・研修】 ・管理職を対象とした選択研修「持続可能な働き方を目指して」を実施(全3回 参加者延人数243名) 講師：立教大学経営学部 教授 中原 淳 氏 國學院大学経営学部 講師 辻 和洋 氏 帝京大学教職大学院 講師 町支 大祐 氏	教育委員会事務局	教職員育成課	
		働き方改革通信「Smile」において、教育委員会事務局の取組や学校の好事例を発信(令和4年度は4回発行)。	教育委員会事務局	教育政策推進課	
	ハラスメント防止対策	ハラスメント相談、相談員研修等	・外部相談窓口、区局相談窓口、相談対応総括窓口での相談対応(230件) ・ハラスメント相談員研修の開催(eラーニング(6/10～3/31)及び集合型研修(6/17、20、28)で実施)	総務局	人事課
		学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策	・全市立学校に対し、セクシュアル・ハラスメントを含む不祥事防止研修の実施を義務付けている。 ・ハラスメント相談窓口を設置し、通知をしている。	教育委員会事務局	教職員人事課
		・教職員向け研修会 各学校に設置されているセクシュアル・ハラスメント相談窓口担当の教職員を対象にセクハラ防止研修(悉皆)を行った。(6月 集合研修)その研修を踏まえ、担当者が各学校で校内研修を行っている。(必須)	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	
市附属機関等への女性参画比率の向上	横浜市附属機関への女性の登用促進	・附属機関における女性委員の参画比率向上を強化するため、各附属機関所管課において女性委員割合の数値目標を定める「行動計画書」の作成を義務付け、目標達成に向けて計画的な取組を推進する「横浜版クオータ制」を導入。	政策局	男女共同参画推進課	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
DVの相談支援体制の充実	横浜市におけるDV相談の実施		・女性相談保護事業(令和4年度横浜市のDVに関する相談件数:4,291件、DV被害者支援として、各区福祉保健センターにおける女性福祉相談や、横浜市DV相談支援センターでのDV相談等を実施。)	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	関係機関との連携・情報共有		・横浜市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための施策を、関係機関等の連携協力の下、総合的に推進するために、関係者間の円滑な情報交換として、DV施策推進連絡会を開催(7/7)。	政策局	男女共同参画推進課
DV被害者の自立に向けた支援	女性緊急一時保護施設補助事業		・女性緊急一時保護施設補助事業(シェルター運営団体等への補助実績:計3団体、DV被害者の多様なニーズに対応する事業への補助実績:延べ5団体、DV被害者支援のために、DV防止法による委託を受け一時保護を行う民間団体や中期シェルターを運営している団体に対して、補助を行った。また、被害者等の多様な状況やニーズに添った支援を行うため、外国籍の女性、母子に対する支援を行う団体や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」や「生活リスクを抱える女性のための総合相談支援事業」「退所後支援事業」を実施する民間団体に対し補助を実施。	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	住宅確保の支援(市営住宅・住宅セーフティネット事業)		・市営住宅申込時の優遇(当選率を一般組の3倍):7世帯 ・市営住宅申込時の単身者の年齢要件の緩和:3世帯	建築局	市営住宅課
			・横浜市居住支援協議会相談窓口において、居住支援団体と連携しながら相談対応を行った。 ・居住支援の充実を図るため、「よこはま居住支援サポーター(以下「サポーター」)登録制度」を開始した。		住宅政策課
	サポートグループの運営		未実施(コロナ下で安心して集まれる場を設定することが困難であったため)	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	女性のための心のケア講座		・「DV・モラハラ・トラウマを理解する」ことを目的に、各回異なるテーマで毎月1回(年間12回)開催、参加者数のべ284人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
加害者対応に関する取組	加害者更生プログラム実施団体への支援		・女性相談保護事業(交付実績:1団体、加害者更生支援のために、加害者更生プログラムを実施する団体に対し、事業費の補助を実施。)	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	更生支援(横浜市再犯防止推進計画)		「横浜市再犯防止推進計画」を推進するための取組の一環として、本市職員向けの各種研修や市民向け広報を実施した。 また、計画の進捗状況についての情報共有や、司法関係者と市内福祉関係者の連携協力関係を築くことを目的に「横浜市更生支援ネットワーク会議」を開催した。	健康福祉局	福祉保健課
4 DV防止・暴力の根絶に向けた正しい理解の普及	暴力防止キャンペーン		・国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から11月25日)に合わせ、様々な媒体を用いた広報啓発を実施。(18区役所等で広報啓発物の配布・展示、市内観光施設等でのパープルライトアップ、みなとみらい線ホームドアサインージでの啓発画像掲出)	政策局	男女共同参画推進課
	DVに関する広報啓発		・横浜市DV相談支援センターを周知するため、区役所や市内医療機関、子育て支援拠点等でカードを配布。	政策局	男女共同参画推進課
若年層におけるデートDV防止と理解促進・性暴力に関する啓発	若年層が相談しやすい体制の構築		・横浜市民向けのチャット相談窓口「Yちやっかる」を3月1日に開設。(相談件数9件)	政策局	男女共同参画推進課
			・被害・加害生徒向け回復プログラム(専門相談員の学校派遣)を実施する体制を構築。(派遣実績なし)	政策局	男女共同参画推進課
	若年層を対象とした理解促進		・横浜市内の中学・高校・特別支援学校等20校に「デートDV防止啓発出前講座」を実施。参加者数2,746人。 ・出前講座参加者を対象に、LINEを活用した「デートDVフォローアップチャット@横浜」を8月より定期的に13回開設、相談件数6件。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
			・生徒向けオンライン講座を実施。(4校、619人)	政策局	男女共同参画推進課
			・11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、SNS広告による若年層への広報・啓発を実施。(市内在住の13~39歳、約100万人を対象に、Instagramにてイラスト・動画による広告を配信、広告を見たユーザー数(リーチ数)延べ76万)	政策局	男女共同参画推進課



第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
児童虐待対応との連携強化	要保護児童対策地域協議会		・横浜市子育てSOS連絡会(全2回開催、6/16、12/15、要保護児童の早期発見や適切な支援を実施するために、横浜市内の関係機関、関係団体及び児童福祉に関連する職務に従事する者が必要な協議、情報交換を実施。) ・実務者会議(各区虐待防止連絡会)(18区合計627回開催、各区において、学校、保育所、幼稚園、民生委員・児童委員、主任児童委員、医療機関、警察等の要保護児童の支援に携わる実務者により構成される会議で、機関相互の円滑な連携のための情報交換や協議を実施。) ・個別ケース検討会議(18区合計1,756回開催、個々の事例に直接関わる、区・児童相談所・学校や保育所・医療機関などの職員と、地域の民生委員・児童委員等の方々が具体的な支援策を検討。)	こども青少年局	こどもの権利擁護課
	横浜市犯罪被害者相談室		・性暴力・性犯罪に関する相談 延べ654件	市民局	人権課
	セルフケアグループの運営		未実施(コロナ下で安心して集まれる場を設定することが困難であったため)	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
性暴力・性犯罪への対応	自助グループ支援		・性について傷ついた体験をもつ女性当事者の非公開自助グループを毎月1回、のべ12回開催。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	自助グループ支援		・性について傷ついた体験をもつ女性当事者の非公開自助グループを毎月1回、のべ12回開催。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
若年無業や非正規職シングル女性への支援	若年無業女性の就労支援		・働きづらさに悩む若年無業女性を対象に、「ガールズ編『しごと準備講座』」を実施。2コース、参加者数19人。 ・「ガールズ編『しごと準備講座』」修了生を対象にめぐカフェ就労体験を実施。2コース、参加者数5人。 ・ボランティア等社会参加の機会を提供する「社会参加体験プログラム」を実施。8コマ、参加者数16人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	非正規職シングル女性を対象としたセミナー・情報提供		・就職氷河期世代の非正規職シングル女性の正社員等就職を支援する「就職氷河期世代非正規職シングル女性就活支援プログラム」を実施。プログラム登録者35人。6月～3月にキャリアカウンセリング334回実施。就活基礎講座32回、参加者数のべ445人。 ・中高年シングル女性のための生活設計セミナー「生きるためのお金と制度のはなし」を実施。参加者数21人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
ひとり親家庭の女性への就労支援・自立支援	ひとり親家庭等自立支援事業		ひとり親家庭の親に対し、就労支援員による就労相談や弁護士等による法律・離婚相談、生活向上のための講習会等を実施している。	こども青少年局	こども家庭課
	母子・父子家庭自立支援給付金事業		ひとり親家庭の親の自立を支援するため、職業能力開発のための講座を受講した場合、受講料の6割を支給する「自立支援教育訓練給付金事業」や、養成機関での修業期間中の生活費の軽減を目的とした「高等職業訓練促進給付金事業」などを実施している。	こども青少年局	こども家庭課
	ひとり親家庭の住宅確保の支援		・市営住宅申込時の優遇(当選率を一般組の3倍):601世帯	建築局	市営住宅課
			・横浜市居住支援協議会相談窓口において、居住支援団体と連携しながら相談対応を行った。 ・居住支援の充実を図るため、「よこはま居住支援サポーター(以下「サポーター」)登録制度」を開始した。		
	女性としごと 応援デスク		・「シングルマザーのための就労相談」を隔月で実施。参加者数のべ8人。 ・こども青少年局、ひとり親サポート横浜との共催によるミニセミナー、3回、参加者数のべ49人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	シングルマザーの自助グループ支援		実施せず(該当する自助グループなし)	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	就労支援(ジョブスポット)		「ジョブスポット」などにおいて、区役所の福祉部門とハローワークが連携し、生活相談から就職まで一体的な支援を行った。	健康福祉局	生活支援課

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
		その他の取組	・公募型男女共同参画推進事業「シングルマザーCafé～仕事と家庭の両立セミナー＆交流会」参加者数のべ12人	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
性別に関わる問題の解決に向けた相談・支援		心とからだと生き方の総合相談	・家族関係、ひとり親の暮らし、仕事、性に関する傷つき、パートナーや交際相手からの暴力など、日常生活で直面するさまざまな問題についての相談に対応。電話相談のべ2,384件。面接相談116件。(相談者数 計2,500人)	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
		男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	・男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民からの相談対応・申出制度の説明。関係者調査の必要に応じて、専門相談員と事務局が申出者、関係者への調査面談を実施。問合せ・相談件数90件、申出件数6件。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
外国人等への支援		横浜市多文化共生総合相談センター	在住外国人等への情報提供・相談対応 令和4年度相談件数:8,080件	国際局	政策総務課
		国際交流ラウンジ	在住外国人等への情報提供・相談対応 令和4年度相談件数:14,673件	国際局	政策総務課
		外国人世帯の住宅確保の支援	横浜市居住支援協議会の事業として「外国人世帯に対する居住支援事業」を実施し、相談対応や同行支援等を行った。 ・居住支援の充実を図るため、「よこはま居住支援サポーター(以下「サポーター」)登録制度」を開始した。	建築局	住宅政策課
		外国にルーツを持つ女性の生活課題やニーズの把握	・「外国につながる第二世代の横浜市若年女性インタビュー調査」報告会&トークセッションを開催。参加者数33人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
障害者等への支援		女性向け相談における体制の充実	男女共同参画センターの相談員を対象に、障害者差別解消と障害者虐待防止に関する研修を実施。(参加者8人)	健康福祉局	障害施策推進課
		障害福祉相談支援における体制の充実	障害福祉相談支援機関等の職員を対象に、女性に関する必要な配慮を学ぶ研修を実施。(参加者14人)	政策局	男女共同参画推進課
自助グループ支援		自助グループ支援	・心やからだ、生き方等様々なテーマで同じ悩みを抱える当事者同士が定期的にミーティングを行い、経験や情報を分かち合い、支え合うことを目的とする自助グループを募集し、活動の場を提供(通年)。3館39グループ、参加者数のべ4,943人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
誰もが安心して出産・子育てができる環境づくり		妊娠・出産・不妊に関する相談支援の充実	・特定不妊治療費助成件数(令和4年度:2,878件) ・不妊・不育・専門相談件数(令和4年度:14件) ・にんしんSOSヨコハマ相談件数(令和4年度:364件)	こども青少年局	地域子育て支援課
		安心・安全な妊娠・出産に向けた産科医療	・妊婦健康診査延受診回数(令和4年度:288,440件【速報】) ・妊婦健康診査助成支給決定者数(令和4年度:2,108件【速報】)	こども青少年局	地域子育て支援課
		妊娠期からの切れ目のない支援の充実	・母子保健コーディネーターによるセルフプラン作成件数(令和4年度:24,921件) ・産後母子ケア事業の利用者数(令和4年度速報値:2,459人)	こども青少年局	地域子育て支援課

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
6	女性特有のがん対策	子宮頸がん・乳がん検診	子宮頸がん検診、乳がん検診の実施。 20歳女性に子宮頸がん検診、40歳女性に乳がん検診無料クーポン券の送付。 無料クーポン券対象外で68歳までの女性の方へ個別勧奨通知を送付。 乳がん予防の啓発活動として、10月に「ピンクリボンかながわ」のイベントで横浜市庁舎をピンクにライトアップ。  ※「ピンクリボンかながわ」は、(公財)神奈川県予防医学協会を事務局として、乳がんについての知識の普及啓発や、乳がんの早期発見・早期治療をめざし、乳がんの受診率向上とともに乳がん撲滅を目的として活動している団体。	医療局	がん・疾病対策課
		がん治療と仕事の両立支援	治療と仕事の両立に向け、支援の流れや関係書式の記載例を盛り込んだ事業所向けハンドブック及び啓発ポスターを市ホームページ等で公開し、がん患者の治療と仕事の両立支援への理解・普及を進めた。 「現役世代のためのがん防災マニュアル」の横浜市版(第二版)を作成し、区役所や図書館、医療機関に配布した。 がん治療と仕事の両立支援に関する産業医を対象に研修会を開催した。	医療局	がん・疾病対策課
		がん患者の社会参加の支援	・がん患者へのウィッグ購入費助成(令和4年度1432件) ・アピアランスリーフレットの作成・周知	医療局	がん・疾病対策課
健康づくり・介護予防・高齢者の支援	介護予防と連携した健康横浜21の推進	○オーラルフレイル予防を啓発する取組 ・講座や健康教育の実施:283回 ・全市共通リーフレットの活用	健康福祉局	保健事業課	
	元気づくりステーションの推進	参加実人数 7,249人 参加延人数 109,342人 グループ数 345グループ(令和5年3月末時点) 令和4年度新規立ち上げ 15グループ	健康福祉局	地域包括ケア推進課	
性に関する適切な教育、妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発	学校教育を通じた適切な性に関する教育の推進	・教職員対象の研修として、「LGBTの子どもたちが安心していられる場所は、そうでない子どもも安心していられる場所」を4/27に実施した(139名参加)。 講師 日本基督教団川和教会 牧師 農村伝道神学校 校長 平良 愛香	教育委員会事務局	健康教育・食育課	
	妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発	・思春期保健事業 思春期の健康に関する相談(令和4年度速報値 8件) 思春期事業(集団指導)参加者数(令和4年度速報値 4,734人)	こども青少年局	地域子育て支援課	
	若年女性のための性の健康セミナー	・フォーリンラブバーピー×性教育YouTuberシオリヌ「みんなであそぼう!生理のこと」を実施。参加者数112人。 ・「生理と向き合おう〜対談&相談会&ヨガ」を実施。参加者数51人。	政策局	男女共同参画推進課(男女共同参画センター)	
女性特有の健康課題へのアプローチ	女性特有の健康課題に着目した講座やセミナー	・女性特有の健康課題の改善や予防に役立つ講座を実施。「骨盤底筋体操」「産後のセルフケア」「女性のがん手術後のリハビリ体操」等。参加者数のべ2,318人。 ・「選べる生理用品ハッピーギフト」を実施。女性265人に提供。	政策局	男女共同参画推進課(男女共同参画センター)	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策2 安全・安心な暮らしの実現

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
7	研修・教育・啓発の推進	教職員等の理解促進	・性的少数者に関する研修 人権教育推進リーダー養成講座にて、研修を行った。(、 (外部講師 遠藤まめた氏を招いての研修)また、学校や区 校長会、専任会、などで研修を行い、教職員の理解促進に 努めた。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
			・性的少数者に関する相談窓口の周知 研修等で講師をしてくださっている『特定非営利法人SHIP』 や、『一般社団法人にじず』 の相談窓口を研修内で紹介したり、リーフレットやパンフレット・ 小冊子を学校に配付したりして、周知を図っている。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
			・スクールカウンセラー研修会 スクールカウンセラー連絡協議 会 「緊急支援研修」 (6/14 集合研修)、「家族等によるトラウマケア研修」(8/1 集合研修)、夏季相互研修(8/5～8/12)	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課
	職員等の理解促進	・職員向け研修への講師派遣(神奈川消防署11/24・ 11/25) ・職員向け人権啓発研修(青葉区1/17、港北区1/27)	市民局	人権課	
		・新都市プラザでのタペストリー展示(6/27) ・神奈川新聞「市民の広場」への記事掲載(8/24) ・WDI JAPANとの協働(プライドキャンペーンでの啓発物品 配布)(6月) ・「広報よこはま」へのコラム掲載(12月) ・市営地下鉄中吊り広告の掲出(8月、12月、3月) ・JR新横浜駅2号通路サイネージ広告の放映(11月、12 月) ・市営地下鉄駅貼り広告(12月) ・市庁舎内デジタルサイネージ放映(8月) ・市内図書館でのパネル展の実施(2館) ・企業向けLGBT研修(県と共催、9/1) ・企業向け研修への講師派遣(株式会社ファンケル9/26・ 3/10) ・区食品衛生責任者講習会での啓発(6～12月、2区) ・企業向けハンドブックの作成(1月)	市民局	人権課	
	相談・支援事業	個別専門相談「よこはま LGBT相談」	・性的少数者や家族の方、職員の方のためのLGBT専門相 談を実施(48枠のうち27件実施)	市民局	人権課
		交流スペース「FriendSHIPよ こはま」	・性的少数者が気軽に訪れることができる交流スペースを 提供(全24回開催、延べ96人利用)	市民局	人権課
性的少数者のための自助グ ループ支援		・自助グループ「セクシュアル・マイノリティのためのピアサ ポートグループ ほたる」12回、参加者数のべ30人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	
パートナーシップ宣誓制度	横浜市パートナーシップ宣誓 制度	・パートナーシップ宣誓書の受領 (令和4年度77組、制度開始から計320組)	市民局	人権課	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

施策	主な取組	令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課	
8	男性の家事・育児・介護への参画推進	・市民の男女共同参画に関する意識や実態を明らかにするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。 調査対象：横浜市内在住の満18歳以上の8,000人(うち外国籍市民200人)男女半数ずつ 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出 調査方法：インターネット回答を原則とし、希望者のみ郵送回答 調査期間：6月21日～7月11日 回収結果：回収数：1,542票(回収率：19.3%)	政策局	男女共同参画推進課	
		「パパ&プレパパのためのトークイベント～父になった自分を今、考える」を実施。参加者数18人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	
		ウェブサイト「ヨコハマダディ」の運営により、父親向け育児支援に関する情報配信を行った。	こども青少年局	地域子育て支援課	
		・横浜DeNAベイスターズと連携して「家事シェア」シートを作成。 ・市と包括連携協定を結ぶ日本生命保険相互会社の女子卓球チーム「日本生命レッドエルフ」から、早田ひな選手と横浜市出身の笹尾明日香選手にご協力いただき、ジェンダー平等メッセージムービーを制作し、市ウェブサイトやYouTubeで配信。(視聴回数：延べ446回(R5.5月末現在))	政策局	男女共同参画推進課	
		・ライオン株式会社との共催で市内在住・在勤の夫婦・カップルを対象に家事のワザを学ぶことができる家事シェアセミナーを開催。(参加数11組)	政策局	男女共同参画推進課	
	地域における父親育児支援	・父親育児支援講座を地域ケアプラザや親と子のつどいの広場などの身近な施設等において開催した。(101回開催)	こども青少年局	地域子育て支援課	
	家事・育児の負担軽減に向けた社会資源の活用	家事・育児に関するサービスや援助活動の提供主体との連携	シニア世代の持つ豊富な知恵と経験を活用し、ニーズの高まる家事支援等に応えるため、シルバー人材センターのサービス活用を周知し利用を促した。 ・利用実績 就業延人員(人日)計37,015人 (福祉)8,936人(家事)19,809人 (育児)8,270人	経済局	雇用労働課
			一時保育事業(令和4年度：516施設、延べ預かり児童数87,761人) 保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、リフレッシュしたいときなど、保護者の育児不安の解消を図り、負担を軽減するために児童を預かります。  乳幼児一時預かり事業(令和4年度：34施設、延べ預かり児童数88,916人) 子育て中の養育者が、理由を問わずに、リフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することにより、子育てに伴う身体的、精神的負担感の軽減を図ることを目的として児童をお預かりする。	こども青少年局	保育・教育運営課
			(子サポ) 地域子育て支援拠点や小学校等において、チラシの配布など情報提供を行った。	こども青少年局	地域子育て支援課
	市民向けワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランス実践に関する啓発	【再掲】 ・ライオン株式会社との共催で市内在住・在勤の夫婦・カップルを対象に家事のワザを学ぶことができる家事シェアセミナーを開催。(参加数11組)	政策局	男女共同参画推進課
・区役所及び地域子育て支援拠点等において、プレママ、プレパパ向け冊子「あなたとわたしのワークライフバランスガイドブック」を配布し、啓発を行った。			こども青少年局	地域子育て支援課	

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

施策	主な取組	令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課	
地域活動等における多様な人材の活躍推進	横浜市市民協働推進センターにおける相談	ニーズに応じたアドバイスや情報提供、必要に応じて他の主体や行政・専門家などへのコーディネートを行った。	市民局	市民協働推進課	
	シニア世代の活躍推進	・祖父母世代を対象とした自身及び地域の孫育てや地域ぐるみの子育てについての情報を掲載した冊子「まごまご応援ブック」を区役所及び地域子育て支援拠点等で配布し、啓発を行った。	こども青少年局	地域子育て支援課	
		・高齢者の心身の状況に合わせた就労や地域活動などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を運営します。 【生きがい就労支援スポット】 ・実施箇所数:2か所(金沢区、港北区) 【金沢区】 ・利用者数:403人 ・就職等決定者数:41人 ・セミナー参加者数:86人 【港北区】 ・利用者数:356人 ・就職等決定者数:75人 ・セミナー参加者数:147人	健康福祉局	高齢健康福祉課	
		・よこはまシニアボランティアポイント事業により、高齢者の介護施設等におけるボランティア活動を支援した。 <4年度実績> ・ボランティア累計登録者数 24,404人 ・ボランティア活動者数 5,634人 ・ボランティア受入施設・団体数 679か所	健康福祉局	介護保険課	
		・父親育児支援講座を地域ケアプラザや親と子のつどいの広場などの身近な施設等において開催した。(101回開催)	こども青少年局	地域子育て支援課	
	男性の活躍推進	「おやじの会親子ふれあい事業」 令和4年度参加者数:(6団体)1,774人	教育委員会事務局	学校支援・地域連携課	
	女性の農業者の応援	「よこはま・ゆめ・ファーマー」の認定 認定者数(令和4年度:累計139人)	環境創造局	農業振興課	
	9 地域防災における男女共同参画の推進	女性の視点を取り入れた地域防災拠点の運営	女性優先スペースの設置をはじめ、男女別の更衣室、授乳用テントの確保などを実施。全地域防災拠点へ「男女のニーズの違いに配慮した拠点開設運営スターキット」を配布のうえ、活用している。	総務局	地域防災課
		男女共同参画の視点からの防災啓発	・男女共同参画の視点からの防災啓発の出前講座を地域で実施。出前講座5カ所、参加人数55人。研修動画配信1回、視聴者数230人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
			・各地域防災拠点の運営委員または委員候補となる女性を対象に、女性視点の防災対策に対する意識の醸成や区内のネットワーク形成を目的とした研修を実施。(実施区:磯子区、全21拠点中11拠点参加)	政策局 総務局	男女共同参画推進課 地域防災課
消防団における女性活躍の推進		器具置場の更新整備に伴い、男女別のトイレの整備を実施	消防局	消防団課	
教育における男女共同参画の推進と若い世代の理解促進	子どもや若い世代に向けたジェンダーや男女共同参画の理解促進	・令和3年度に、横浜市出身のYouTuberシオリヌ氏と連携し、市立みなとみらい本町小学校にて実施した、性別にとらわれない「自分らしさ」の理解と発信に係るプロジェクトで子どもたちが作成した冊子を市立小学校全校に配布。シオリヌ氏がプロジェクトの様子をまとめた動画を作成し、自身のYouTubeチャンネルで配信。(視聴数:延べ19,750回(R5.4.28時点)) 【再掲】 ・市と包括連携協定を結ぶ日本生命保険相互会社の女子卓球チーム「日本生命レッドエルフ」から、早田ひな選手と横浜市出身の笹尾明日香選手にご協力いただき、ジェンダー平等メッセージムービーを制作し、市ウェブサイトやYouTubeで配信。(視聴回数:延べ446回(R5.5月末現在))	政策局	男女共同参画推進課	
		・小学生向け男女共同参画補助教材「どうして分けるの」学校便利帳に教材と活用の手引きを掲載し、使用したい学校には案内している。	教育委員会事務局	人権教育・児童生徒課	
	女性が少ない分野への進路選択機会の拡充	・市内中高生等を対象に、理工系分野への興味や関心を持つきっかけづくりとするオンラインセミナー「理工系は無敵大∞～女性技術者にきいてみよう！」開催(参加者152人)	政策局	男女共同参画推進課	
・「理科っておもしろい！女の子のための実験教室」2回、参加者数のべ37人。 ・「女子中高生限定 ウェブサイト作成講座」2回、参加者数のべ16人。		政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)		

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

政策3 誰もが活躍できる豊かな地域・社会づくり

施策	主な取組		令和4年度の実績内容・実績	所管局	所管課
市民団体等の育成・連携		男女共同参画の視点をもって課題解決をめざす協働事業	<p>・NPO・市民グループから男女共同参画の視点を活かした協働事業の企画を募る公募型男女共同参画事業を実施。応募数13企画。決定数センター横浜2企画、センター横浜北2企画。</p> <p>《センター横浜》                      「『働く天使ママ』のグリーンケア ミニセミナー・座談会」2回、参加者数のべ9人。                      「シングルマザーCafé ～仕事と家庭の両立セミナー＆交流会」2回、参加者数12人。</p> <p>《センター横浜北》                      「がんを超えて生きる女性のためのエンパワメントプロジェクト～『リズムで弾む！ボディクラップ』」2回、参加者数のべ35人。                      「ママのためのトークカフェ ～小児科医と絵本専門士が伝えたいちょっとラクになる子育てのコツ」2回、参加者数のべ9人。</p>	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)

第5次横浜市男女共同参画行動計画 事業実施報告(令和4年度)

行政運営 計画の推進に係る体制整備

施策	主な取組		令和4年度の取組内容・実績	所管局	所管課
10	男女共同参画推進に関する広報・啓発	男女共同参画貢献表彰	・功労賞：吉備カヨ氏 ・ユース賞：株式会社StockBase ※令和4年度から、今後の男女共同参画を担う若い世代の取組を奨励すること及び表彰の評価基準をより明確化することを目的として、表彰の種類・対象及び事前評価表等を変更。	政策局	男女共同参画推進課
		市民向け広報・啓発	・横浜DeNAベイスターズと連携して「家事シェア」シートを作成。 ・市内NPO団体等との協働で、ジェンダーについて語り合うワークショップ「ジェンダー平等ってそういうこと？」を開催。(よなよなオンライントーク：3回、すごろくワーク：2回、アンケート調査：1回、振り返りワーク：1回) 【再掲】 ・国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から11月25日)に合わせ、様々な媒体を用いた広報啓発を実施。(18区役所等で広報啓発物の配布・展示、市内観光施設等でのパープルライトアップ、みなとみらい線ホームドアサインージでの啓発画像掲出)	政策局	男女共同参画推進課
			・区役所及び地域子育て支援拠点等において、プレママ、プレパパ向け冊子「あなたとわたしのワークライフバランスガイドブック」を配布し、啓発を行った。	こども青少年局	企画調整課
		事業者向け広報・啓発	・よこはまグッドバランス企業認定事業を通じた啓発 ・女性活躍・働き方改革起業応援サイト(ジョカソナビ@横浜)での情報発信	政策局	男女共同参画推進課
		男女共同参画の視点からの公的広報	・公的広報ガイドラインを一部改訂し、庁内へ周知。	政策局	男女共同参画推進課
	男女共同参画に関するライブラリの運営	男女共同参画センターにおけるライブラリ運営	・男女共同参画の専門図書館として、利用者の課題解決に役立つ図書資料を中心に、様々な媒体の情報を年間事業に関連付けて収集・提供。資料貸出：提供数68,667点、蔵書数69,377点。3館で各種テーマ展示を企画・開催。レファレンス対応44件。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	男女共同参画に関する調査・研究	男女共同参画に関する市民意識調査	【再掲】 ・市民の男女共同参画に関する意識や実態を明らかにするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施。 調査対象：横浜市内在住の満18歳以上の8,000人(うち外国籍市民200人)男女半数ずつ 抽出方法：住民基本台帳による無作為抽出 調査方法：インターネット回答を原則とし、希望者のみ郵送回答 調査期間：6月21日～7月11日 回収結果：回収数：1,542票(回収率：19.3%)	政策局	男女共同参画推進課
		男女共同参画に関する事業所調査	未実施(隔年実施のため)	政策局	男女共同参画推進課
		その他の取組	・アンケート「横浜市の単身世帯の住まいの状況・ニーズ調査」を実施。調査対象者500人。	政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)
	・利用者に通常実施しているアンケートとは別に、期間を定めて「女性としごと応援デスク 利用者アンケート調査」を実施。有効回答数97件。		政策局	男女共同参画推進課 (男女共同参画センター)	
国等や他自治体、関係団体との連携	国や自治体等との連携による広報・啓発	【再掲】 ・国の「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日から11月25日)に合わせ、様々な媒体を用いた広報啓発を実施。(18区役所等で広報啓発物の配布・展示、市内観光施設等でのパープルライトアップ、みなとみらい線ホームドアサインージでの啓発画像掲出)	政策局	男女共同参画推進課	
	国の制度及び予算に関する提案・要望	未実施	政策局	男女共同参画推進課	
国際的な連携や情報発信	国際的な情報発信	・フランクフルト市の市民団体の視察において、横浜市の女性活躍支援・女性起業家支援施策に関する研修資料を提供。(1回)	政策局	男女共同参画推進課	



## よこはまグッドバランス企業認定委員会について

### 1 趣旨

横浜市では、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定しています。

認定に当たっては、横浜市男女共同参画審議会の部会である「よこはまグッドバランス企業認定委員会」において、審議・決定しています。

#### 【令和5年度概要】

○募集期間：令和5年6月1日（木）～7月31日（月）

○応募資格：市内に本店又は本社がある従業員数300人以下の企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO 法人等

○評価の対象となる取組

①経営者の理念表明と推進体制	②長時間労働の是正と休暇取得
③多様で柔軟な働き方	④仕事と育児・介護との両立
⑤女性活躍の推進	⑥働きやすく・働きがいのある職場づくり

○今年度の応募企業数：233社

### 2 委員の選任

学識経験者、市民、事業者のうちから、審議会の会長が指名します。

（よこはまグッドバランス企業認定委員会運営要綱第3条）

### 3 委員任期

令和5年8月28日～令和7年8月27日（2年間）

### 4 決定事項に関する審議会との関係

よこはまグッドバランス企業の認定に関して、部会（認定委員会）において審査し、審議会には会議内容を報告します。

### 5 認定委員会の開催日程（予定）

- ・10月上旬 第1回認定委員会  
募集状況の報告、審査基準の決定、継続認定企業の決定、今後の実施方法検討
- ・11月上旬 第2回認定委員会  
新規企業への訪問ヒアリング結果の報告、新規認定企業等の決定、今後の実施方法決定



横浜市

Yokohama  
Good  
Balance

# 令和5年度 よこはまグッドバランス企業認定

横浜市は、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定しています。

## 認定企業の皆様から寄せられたお声

社員のモチベーションが上がり、生産性が向上した

働きやすい職場環境づくりの取組が進んだ

社内にワーク・ライフ・バランスの意識が高まり、作業効率が高まった

企業のイメージアップにつながった

採用への応募者数が大幅に増えた

## 認定メリット

- ① 認定ロゴマークを用いて「よこはまグッドバランス企業」であることを対外的に表明することができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保につながります。
- ② 本市から、女性活躍やワーク・ライフ・バランスに関するセミナー開催などの情報提供を行います。
- ③ 様々な機会をとらえ、本市が認定企業の取組内容を積極的にPRします。
- ④ 横浜市の工事の総合評価落札方式や、委託契約のプロポーザル方式における評価項目に「よこはまグッドバランス企業認定」が設定されているため、公共調達における受注機会の増大につながります。
- ⑤ 横浜市中心企業融資制度「SDGs よこはま資金」による金利優遇・信用保証料助成を受けることができます。

### 名称・制度を変更しました！

働き方改革関連法や改正女性活躍推進法の施行及び昨今の女性活躍やワーク・ライフ・バランスに関する国の動向、社会情勢を踏まえ、令和5年度より制度を一部改正しました。これに伴い、名称を「よこはまグッドバランス賞」から「よこはまグッドバランス企業認定」に変更しました。

### 主な変更点

#### ① 継続賞及び特別賞の廃止

女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進が、人材確保や企業の社会的評価といった観点から重要であるとの認識が定着し、継続した取組が広く浸透してきていることから、表彰を廃止し、認定のみとします。

※制度変更に伴い、認定・表彰式は実施しません。

#### ② 応募申請書の見直し

応募申請書の回答項目を記述式から選択式に変更するなど、申請内容をわかりやすく整理しました。

# 募集について

【募集期間】 令和5年6月1日(木)から7月31日(月)まで

- 【応募資格】
- 1 市内に本店又は本社がある総従業員数300人以下の企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO法人、学校法人等(組織形態は問いませんが、雇用関係または同等の就労形態が認められる場合に限りです)
  - 2 法人市民税、事業所税を滞納していないこと
  - 3 過去5年間に重大悪質な事案で労働安全衛生法などの従業員の健康管理に関連する法令等に違反し、処分等を受けていないこと
  - 4 横浜市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等のいずれかに該当しないこと

- 【審査項目】
- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ①経営者の理念表明と推進体制 | ②長時間労働の是正と休暇取得      |
| ③多様で柔軟な働き方     | ④仕事と育児・介護との両立       |
| ⑤女性活躍の推進       | ⑥働きやすく・働きがいのある職場づくり |
- の6つの柱に分かれています。

【認定期間】 令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間

【審査方法】 応募内容をもとに、外部委員により構成された認定委員会にて審査を行います。原則として書面での審査となります。  
審査にあたり、取組内容等についてヒアリングなどを行う場合があります。その際は、横浜市が依頼する社会保険労務士などが連絡、ヒアリングすることがあります。  
審査結果については、令和5年12月中旬頃通知する予定です。

【応募方法】 横浜市政策局男女共同参画推進課ホームページから応募申請書(エクセルデータ)をダウンロードし、電子申請でご提出ください。詳細は下記 URL をご覧ください。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/balance/hyoshou.html>

よこはまグッドバランス企業認定

検索

- 【提出書類】
- 1 よこはまグッドバランス企業応募申請書
  - 2 就業規則、根拠規程(「育児・介護休業規程」等)
- ※応募にあたっては、「よこはまグッドバランス企業労働関係法令等確認シート」を必ずご確認ください。  
※就業規則等は全文提出してください。



## 横浜グランドスラム企業表彰

毎年4月1日時点で、横浜市で実施している下の4つの企業認定・認証制度の全てを取得している企業を「横浜グランドスラム企業」として表彰します。

- 横浜型地域貢献企業(経済局中小企業振興課)
- よこはまグッドバランス企業(政策局男女共同参画推進課)
- 横浜健康経営認証(健康福祉局健康推進課、経済局中小企業振興課)
- 横浜市SDGs認証制度"Y-SDGs"(温暖化対策統括本部SDGs未来都市推進課)



### 横浜市政策局男女共同参画推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10  
TEL: 045-671-2017 FAX: 045-663-3431  
Eメール: [ss-danjo@city.yokohama.jp](mailto:ss-danjo@city.yokohama.jp)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/balance/hyoshou.html>

よこはまグッドバランス企業認定

検索

## 令和5年度横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について

令和5年度の横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について、下記のとおり進めます。

### 1 選考スケジュール（予定）

令和5年 6月1日～7月28日	候補者推薦依頼期間 ※横浜市区局・統括本部及び関係団体へ推薦依頼
9月	市長から男女共同参画審議会に諮問
10月～11月	審議会委員による事前審査（書類審査）
11月	被表彰者について審議（第2回男女共同参画審議会）
12月	男女共同参画審議会から市長に答申
令和6年1月	被表彰者決定、記者発表
3月	表彰式実施

### 2 審査方法

より多様な意見を取り入れた公正な審査、また審議会での効率的な審議を行うため、委員による「書面による事前審査」および「審議会における評価」の2段階にて被推薦者の審査を実施しています。10月～11月に書類での事前審査を依頼しますのでよろしくお願ひします。

### 3 添付資料

- (1) 横浜市男女共同参画貢献表彰要綱
- (2) 横浜市男女共同参画貢献表彰審査要領

#### 【表彰概要】

##### 1 目的

男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資する

##### 2 対象者

- (1) 本市に在住若しくは在勤・在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体
- (2) 専ら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

##### 3 表彰の区分

- (1) 功労賞（原則数名又は数団体）  
本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に顕著な功績のあった個人・団体、又は実践的な活動を積み重ね男女共同参画の推進に貢献してきた個人・団体
- (2) ユース賞（原則数名又は数団体）  
本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に取り組み、今後の男女共同参画を担う者として活躍が期待できる35歳以下の個人又はおおむね35歳以下の個人で構成される団体

## 横浜市男女共同参画貢献表彰要綱

制 定 平成23年1月4日 市男女第637号(市民局長決裁)

最近改正 令和4年6月27日 政男女第120号(政策局長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、横浜市における男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰することによって、男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする「横浜市男女共同参画貢献表彰」の実施に必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の種類・対象)

第2条 市長は、次の各号に該当するもので、相当と認めるものを表彰する。

## (1) 功労賞

本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に顕著な功績のあった個人・団体、又は実践的な活動を積み重ね男女共同参画の推進に貢献してきた個人・団体

## (2) ユース賞

本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に取り組み、今後の男女共同参画を担う者として活躍が期待できる35歳以下の個人又はおおむね35歳以下の個人で構成される団体

2 前項の規定により表彰を受ける者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 本市に在住、在勤若しくは在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体

(2) 専ら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

## (候補者の推薦)

第3条 次の各号の長は、表彰にふさわしい候補者を市長に推薦することができる。

(1) 横浜市各区局及び統括本部

(2) 横浜市市民協働推進センター

(3) 横浜市男女共同参画推進協会

(4) 横浜市スポーツ協会

(5) 横浜市芸術文化振興財団

(6) よこはまユース

(7) 横浜市国際交流協会

(8) 横浜市社会福祉協議会

(9) 横浜企業経営支援財団

(10) 横浜商工会議所

(11) その他政策局長が必要と認める団体

2 前項の規定により推薦を行う者は、横浜市男女共同参画貢献表彰候補者推薦調書(様式1、様式2)により、推薦するものとする。

## (被表彰者の決定)

第4条 市長は、横浜市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を踏まえて被表彰者を決定するものとする。

## (被表彰者の数)

第5条 この表彰における被表彰者の数は、いずれの賞も数名又は数団体とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年度市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(表彰の除外)

第7条 次の各号の一に該当するものについては、表彰の対象から除くものとする。

- (1) この要綱による、同一の種類を既に受賞したもの
- (2) 男女共同参画を本務とする市の出資法人及びその法人に現在在職する役員又は職員
- (3) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。

(事務局)

第8条 表彰に関する事務は、政策局男女共同参画推進課において行う。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

推薦者	所在地		
	団体名		
	代表者		
記入者	氏名	TEL	— —
	所属部署	FAX	— —
	e-mail		

候補者	<個人の場合>		<団体の場合>		
	ふりがな	氏名		ふりがな	団体名
性別	生年月日 年 月 日		ふりがな	代表者名	
職業	活動者としての現職		設立年月日 年 月 日	団体の目的	
経歴(職歴等)	住所又は所在地		構成人員 人(うち女性 人、男性 人)		
賞 罰	年月日	賞罰の内容			

※ 推薦調書に記載された個人情報は、本推薦及び表彰に関連する用途に限り使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行います。

推薦理由		
横浜市への貢献	横浜市域でどのような貢献や活動をしてきたか、具体的に記載してください。	
主な活動の経歴	年月日	経歴
候補者について下記の項目につき、それぞれ具体的に記載してください。また、候補者の実績や事業内容の資料を添付する場合は、A4用紙3ページ以内で提出してください。(新聞記事等含む。)		
項目	ア 貢献度（横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか）	
	イ 成果・影響度（活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか）	
	ウ 先駆性（女性（男性）の少ない分野に挑戦するなど、女性（男性）の新たな社会参画を支援するものであるか）	
	エ 受賞による波及効果（本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として人々に訴えかけるものであるか）	



推薦者	所在地		
	団体名		
	代表者		
記入者	氏名	TEL	— —
	所属部署	FAX	— —
	e-mail		

	<個人の場合>		<団体の場合>	
	候補者	ふりがな		ふりがな
氏名		団体名		
性別		生年月日 年 月 日	ふりがな	代表者名
職業		設立年月日 年 月 日		
活動者としての現職		団体の目的		
経歴(職歴等)		構成人員 人(うち女性 人、男性 人) 構成人員のうち35歳以下が占める割合 %		
住所又は所在地				
賞 罰	年月日	賞罰の内容		

※ 推薦調書に記載された個人情報は、本推薦及び表彰に関連する用途に限って使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行います。

推薦理由		
横浜市への貢献	横浜市域でどのような貢献や活動をしてきたか、具体的に記載してください。	
主な活動の経歴	年月日	経歴
候補者について下記の項目につき、それぞれ具体的に記載してください。また、候補者の実績や事業内容の資料を添付する場合は、A4用紙3ページ以内で提出してください。(新聞記事等含む。)		
項目	ア 先導度 (女性 (男性) が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか)	
	イ 成果・期待度 (活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか)	
	ウ ユニーク性 (活動が革新的でユニークか (分野・着眼点・手法等))	
	エ 継続性 (個人・団体又は後進が取組を継続できるか)	

## 横浜市男女共同参画貢献表彰審査要領

### 1 目的

この要領は、横浜市男女共同参画貢献表彰の被表彰者の決定を行うにあたって、必要な事項を定めるものとする。

### 2 審査方法

被表彰者の審査は、次の手順により行うものとする。

#### (1) 横浜市男女共同参画審議会での審査

##### ア 書面による事前評価

横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」)の委員は、この要領の評価及び審査項目の視点から事前に評価を行い、事前評価表(別紙1)に記載して事務局へ提出する。

##### イ 審議会における評価

審議会は、審議会委員の事前評価を参考に、候補者について審査し、その結果を市長へ報告(答申)する。

#### (2) 被表彰者の決定

市長は、審議会の審査内容をもとに、被表彰者を決定する。

### 3 評価及び審査項目

#### (1) 功労賞

ア 貢献度 (横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか)

イ 成果・影響度 (活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか)

ウ 先駆性 (女性(男性)の少ない分野に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものであるか)

エ 受賞による波及効果 (本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として人々に訴えかけるものであるか)

#### (2) ユース賞

ア 先導度 (女性(男性)が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか)

イ 成果・期待度 (活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか)

ウ ユニーク性 (活動が革新的でユニークか(分野・着眼点・手法等))

エ 継続性(個人・団体又は後進が取組を継続できるか)

### 4 その他(審査からの除斥)

審査会の委員が、表彰の候補となっている個人の親族又は団体の構成員である場合、当該委員は、その年度の表彰の審査には参加できないこととする。なお、除斥の要件にあてはまる場合、委員は、あらかじめ申出書(別紙2)により、その旨を委員長に申し出なければならない。

〇〇年度 横浜市男女共同参画貢献表彰 候補者事前評価表【功労賞】

記入者氏名 \_\_\_\_\_

記載方法：各候補者について、項目ごとに5段階（A非常に優れている B優れている C普通 Dやや不十分 E不十分）で点数をつけてください。

2

項目・定義	配点	候補者名	候補者名	候補者名	候補者名
【貢献度】 横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか	40				
【成果・影響度】 活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか	30				
【先駆性】 女性（男性）の少ない分野に挑戦するなど、女性（男性）の新たな社会参画を支援するものであるか	15				
【受賞による波及効果】 本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として、人々に訴えかけるものであるか	15				
合計点	100	0	0	0	0
【講評】 ご意見がありましたらご記入ください					

横浜市男女共同参画貢献表彰 評価の考え方【功労賞】

項目・定義	着眼点	配点	A:非常に優れている (5/5)	B:優れている (4/5)	C:普通(3/5)	D:やや不十分 (2/5)	E:不十分 (0/5)
【貢献度】 横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきたか	・横浜市の男女共同参画社会の実現に向けて特定の分野に限らず、幅広く活動してきたか ・(団体に所属している場合)所属において役員等意思決定に携わっていたか ・活動の発展に向けて意欲的に取り組んでいるか ・活動について新しい手法や改善・提案を行ってきたか ・後輩、部下が活動に必要な知識・経験の熟練を向上させるような効果的な指導を行ったか	40	横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、複数の分野で自ら積極的に活動し、かつ、後進の育成に努めた具体的な事例があるなど、その程度が著しく優れている	横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、複数の分野で自ら積極的に活動し、かつ、後進の育成に努めた事例があるなど、その程度が優れている	横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、複数の分野で自ら積極的に活動し、かつ、後進の育成に相当程度努めた	横浜市の男女共同参画社会の実現に向けて活動したが、積極性がやや十分とは言えない。又は活動分野が特定の分野に限られる。又は、後進の育成が必ずしも十分とは言えない。	横浜市の目指す男女共同参画社会と活動実績に乖離がある。
【成果・影響度】 活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか	・活動の質的困難度・業務量やその出来栄が優れているか ・活動の実績が社会的に大きな影響を与えたといえる具体的な事例があるか	30	活動の質的困難度・業務量やその出来栄が非常に優れている。かつ、社会に大きな影響を与えたといえる具体的な事例が十分にある。	活動の質的困難度・業務量やその出来栄が優れている。かつ、社会に大きな影響を与えたといえる具体的な事例がある。	活動の質的困難度・業務量やその出来栄が申し分ない。かつ、社会に相当程度の影響を与えたといえる具体的な事例がある。	活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分とは言えない。かつ、社会に相当程度の影響を与えたといえる具体的な事例がない。	活動の質的困難度・業務量やその出来栄が十分とは言えない。かつ、社会に影響を与えたといえる具体的な事例がない。
【先駆性】 女性(男性)の少ない分野に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものであるか	・活動分野における男女割合 ・類似の活動の有無 ・女性(男性)の政治的・経済的・文化的参画が進むきっかけとなったか	15	女性(男性)が著しく少ない分野(10%未満)に挑戦するか、類似の活動を行っている個人・団体がないなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援する顕著な活動を行った。	女性(男性)が少ない分野(20%未満)に挑戦するか、類似の活動を行っている個人・団体がほとんどないなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援する活動を行った。	女性(男性)の少ない分野(40%以下)に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものである	女性(男性)の新たな社会参画を支援するものであるが、その分野の男女別割合が均衡しているか、類似の活動が多く存在する。	活動内容が一般的であり、先駆的であるとは言えない。
【受賞による波及効果】 本表彰を受賞することにより、今後の男女共同参画の推進に向けた一事例として、人々に訴えかけるものであるか	・活動実績自体の持つ訴えかける力があるか ・訴えかける対象範囲の広さ・強さ	15	男女共同参画の推進の事例として人々に強く訴えかけ、その程度が顕著である	活動実績は男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかけ、その程度が優れている	活動実績は男女共同参画の推進の事例として人々に相当程度訴えかけるものである	活動実績は男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかけるが、影響は限定的である	活動実績は男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかける力に欠ける。

〇〇年度 横浜市男女共同参画貢献表彰 候補者事前評価表【ユース賞】

記入者氏名 \_\_\_\_\_

記載方法：各候補者について、項目ごとに5段階（A非常に優れている B優れている C普通 Dやや不十分 E不十分）で点数をつけてください。

項目・定義	配点	候補者名	候補者名	候補者名	候補者名
【先導度】 女性（男性）が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか	40				
【成果・期待度】 活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか	30				
【ユニーク性】 活動が革新的でユニークか（分野・着眼点・手法等）	15				
【継続性】 個人・団体又は後進が取組を継続できるか	15				
合計点	100	0	0	0	0
【講評】 ご意見がありましたらご記入ください					

横浜市男女共同参画貢献表彰 評価の考え方【ユース賞】

項目・定義	着眼点	配点	A:非常に優れている (5/5)	B:優れている (4/5)	C:普通(3/5)	D:やや不十分 (2/5)	E:不十分 (0/5)
【先導度】 女性（男性）が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか	・若い世代に限らず、広く市民が挑戦する意欲を掻き立てられるような興味・関心を持たせる活動か ・市民生活に密着し、日常的に慣れ親しむ分野における活動か	40	活動業績に興味・関心を持たせる魅力に非常に優れ、市民生活の中で取り入れやすい活動であることなど、女性（男性）が自らも積極的にチャレンジしたいと思うような身近なモデルである	活動業績に興味・関心を持たせる魅力に優れ、市民生活の中で取り入れやすい活動であることなど、女性（男性）が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルである	女性（男性）が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルである	活動業績が興味・関心を持たせる魅力にやや欠けるなど、市民生活の中で取り入れることが難しい	活動業績が男女共同参画社会の実現に向けた取組と乖離している。
【成果・期待度】 活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか	・活動の具体的事例から、業績が十分にであると認められるか ・男女共同参画社会の実現に向けた取組としてふさわしく、今後も発展的に活躍することが期待される活動であるか	30	活動の業績が顕著であると認められる具体的な事例があり、今後、発展的に活躍することが期待できる	活動の業績が優れていると認められる具体的な事例があり、今後、発展的に活躍することが期待できる	活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できる	活動の業績があり、今後も引き続き活躍することが期待できる	活動の業績が十分であると認められる具体的な事例に乏しい
【ユニーク性】 活動が革新的でユニークか（分野・着眼点・手法等）	・活動の分野・着眼点・手法のいずれかに創意工夫が認められ、固定観念にとらわれず、新しい考え方を提案しているか ・類似の取組の有無	15	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかが革新的かつユニークであると認められ、その程度が非常に優れている	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかが革新的かつユニークであると認められ、その程度が優れている	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかが革新的かつユニークであると相当程度認められる	活動の分野・着眼点・手法等のいずれかに創意工夫が認められるが、必ずしも革新的かつユニークであるとは言えない	活動の分野・着眼点・手法等のいずれにも革新的かつユニークな点が認められない
【継続性】 個人・団体又は後進が取組を継続できるか	・取組を継続できる仕組みの有無 ・個人・団体の意欲が高く、今後の継続が期待できる	15	取組を個人・団体又は後進の者が継続できると非常に高く認められる	取組を個人・団体又は後進の者が十分に継続できると認められる	取組を個人・団体又は後進の者が継続できると相当程度認められる	取組を個人・団体又は後進の者が継続するための工夫が求められる	取組を個人・団体又は後進の者が継続するためには今後の相当の努力が求められる

横浜市男女共同参画審議会会長

横浜市男女共同参画貢献表彰の審査に関する申出書

私は、令和●年度横浜市男女共同参画貢献表彰の審査において、  
次の理由により、審査要領に定める、審査からの除斥の要件に該当  
することを申し出ます。

(理由)

- 1 候補者（個人）の関係者であるため

(具体的に

)

- 2 候補者（団体）の構成員等であるため

(具体的に

)

令和 年 月 日

横浜市男女共同参画審議会

氏名

印



**推薦にあたっての活動参考事例**

- 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進  
例：ロールモデルとして女性登用の推進役や後進育成  
例：起業を目指す女性のネットワークを主催
- DV防止とあらゆる暴力の根絶  
例：DV、虐待被害等、困難な状況にある人の精神的・経済的自立を支援する活動
- 困難を抱えた女性への自立支援  
例：若年無業女性への就労支援活動  
例：外国人女性の生活支援
- ライフステージに応じた女性の健康支援  
例：女性特有の健康課題（不妊、産後うつ、乳がん等）に関する活動  
例：若い世代への性に関する適切な教育に関する活動
- 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進  
例：男性の育児参加を促進する活動
- 地域・教育における男女共同参画の推進  
例：地域防災拠点等における女性の視点を取り入れた先駆的な取組・運営  
例：シニア世代による地域子育て支援等 先駆的な取組・運営  
例：女性が少ない分野（理工系等）への進路選択機会の支援

【参考】過去の受賞者・受賞団体 ○…個人 ◎…団体

年度	区分	受賞者（敬称略）
令和4年度	功労賞	○吉備 カヨ（株式会社ジョビア 代表取締役社長）
	ユース賞	◎株式会社 StockBase
3年度	功労大賞	○上田 暢子（一般社団法人ぴあリング／株式会社リサ・サーナ代表）
	推進賞	○大日方 邦子（株式会社電通グループ フェロー／電通総研 副所長） ○成田 真由美（横浜サクラスイミングスクール所属）
2年度	功労大賞	○岩城 孝子（公益社団法人神奈川県地建物取引業協会 副会長）
	推進賞	○小泉 暁美（NPO 法人 神奈川県視覚障害者情報雇用福祉ネットワーク（View-Net 神奈川） 代表） ◎医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム
元年度	功労大賞	○高橋 和子（公益財団法人横浜市体育協会 評議員・静岡産業大学 教授） ○松本 和子（特定非営利活動法人ふらっとステーションドリーム 理事長・特定非営利活動法人いこいの家夢みん 副理事長）
	推進賞	○関 治美（新吉田あすなる連合町内会長） ○防後 優子（城郷地区連合町内会長） ○梁田 理恵子（中区民生委員児童委員協議会会長） ◎横浜市消防団
平成30年度	功労大賞	◎認定NPO法人エンパワメントかながわ ◎認定NPO法人地球市民ACT かながわ（TPAK） ○平出 田鶴子（社会福祉法人あさひ理事長）
	推進賞	○東 みちよ（一般社団法人スマート・ウィメンズ・コミュニティ代表理事） ◎特定非営利活動法人森ノオト
29年度	功労大賞	○大越 由美子（旭区希望が丘東地区連合自治会副会長） ○大伴 好子（つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会会長 鶴見区更生保護女性会会長 鶴見区市場下町自治会長）
	推進賞	○武居 和子（横浜市レディース卓球連盟会長） ○藤田 美智子（鶴見区障害児者団体連合会会長） ◎ボランティアいでたち
28年度	功労大賞	○池田 敬子（日本体育大学名誉教授、 一般社団法人全日本ジュニア体操クラブ連盟会長） ○嶋田 昌子（NPO 法人横浜シティガイド協会 副会長）
	推進賞	○小林 由美子（保土ヶ谷区民会議 代表委員） ◎特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば
27年度	功労大賞	○有賀 美代（社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長） ○清水 靖枝（長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会 事務局長）
	推進賞	○坂田 静江（横浜農業協同組合 理事）
26年度	功労大賞	○西井 華子（医療法人社団養心会鶴見西井病院 院長・医師）
	推進賞	○岩城 孝子（ひだち屋不動産 代表者） ○小栗 昭子（認定NPO 法人あっとほーむ 代表理事） ◎株式会社 ダッドウェイ
25年度	功労大賞	○早川 和子（ポリネシア舞踊研究家） ○日浦 美智江（社会福祉法人 訪問の家 理事）
	推進賞	○山川 英子（青葉区連合自治会長会 副会長） ◎特定非営利活動法人 親がめ（子育て支援団体）
24年度	功労大賞	○佐伯 輝子（医師、元寿町勤労者福祉協会診療所長）
	推進賞	○近賀 ゆかり（プロサッカー選手） ◎よこはま一万人子育てフォーラム（子育て支援団体） ◎横浜市西消防団（消防団）
23年度	功労大賞	○有馬 真喜子（NPO 法人 UN Women(国連女性機関)日本国内委員会理事長） ◎特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら（DV 被害者等の支援） ◎特定非営利活動法人 女性の家サーラー（DV 被害者等の支援） ◎社会福祉法人 礼拝会（DV 被害者等の支援）
	推進賞	○秦 好子（横浜災害ボランティアバスの会代表理事） ○外山 薫（金沢区災害ボランティアネットワーク代表） ◎特定非営利活動法人 びーのびーの（子育て支援）

※令和4年度から、表彰の種類を「功労大賞」及び「推進賞」から、「功労賞」及び「ユース賞」に変更